

安全・安心を実感できる地域づくりに関する調査特別委員会

調 査 結 果 報 告 書

平成 26 年 11 月

茨 城 県 議 会

平成26年11月14日

茨城県議会議長 飯塚 秋男 殿

安全・安心を実感できる地域づくりに関する調査特別委員会
委員長 白田 信夫

安全・安心を実感できる地域づくりに関する調査特別委員会
調査結果報告書

平成26年第1回定例会において本委員会に付託された「県民が安全・安心を真に実感できる諸方策」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

－はじめに－	1
第1 調査方針及び調査経過	2
第2 本県の治安情勢（現状）	4
1 刑法犯認知件数の推移等	4
2 身近な犯罪の認知状況等	5
3 子ども，女性，高齢者に係る犯罪の認知状況等	7
第3 生活に身近な犯罪等に係る防犯対策の現状等	15
1 身近な犯罪について	15
2 子ども，女性，高齢者に係る犯罪について	18
3 犯罪に強い地域社会の構築に向けた取り組みについて	26
第4 生活に身近なところの防犯対策などのあり方	35
1 身近な犯罪（全般）に係る防犯対策のあり方	35
2 侵入盗・自動車盗に係る防犯対策のあり方	37
3 児童・高齢者虐待事案に係る防犯対策のあり方	38
4 子どものネット犯罪被害に係る防犯対策のあり方	39
5 ストーカー・DV事案に係る防犯対策のあり方	40
6 ニセ電話詐欺に係る防犯対策のあり方	41
7 県民が安全・安心を真に実感できるよう特に推進すべき 取り組みについて	43
8 身近な犯罪等に係る防犯対策のあり方についての付帯意見	44
－おわりに－	46
参考資料 1～8	48

はじめに

近年、侵入盗や自動車盗などの窃盗犯罪、ニセ電話詐欺、児童・高齢者虐待事案、子どものネット犯罪被害、ストーカー・DV関係の犯罪など、我々の身近なところで起こる犯罪が後を絶たない。

刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にあり、「数」として見れば治安は改善の兆しが見られるが、一方で、窃盗やニセ電話詐欺などの身近な犯罪については、連日のようにテレビや新聞等において報道され、県民の不安を煽る要因となっている。

また、侵入盗や自動車盗については、依然として10万人当たりの認知件数が全国ワースト1位という状況であるほか、ニセ電話詐欺については、件数こそ減少傾向にあるものの、被害額としては過去最高となるなど、体感治安としては、改善傾向にあるとは言い難い状況にある。

さらに、虐待事案や、ストーカー・DV関係の犯罪など、子ども、女性、高齢者などの社会的弱者に対する犯罪については、認知件数としても増加傾向にあるなど、県民が安全・安心を真に実感するためには、これらの状況をいち早く改善していくことが必要である。

本県では、これらの犯罪に対し、組織体制の強化や防犯カメラなどの防犯インフラの整備、県民や関係機関、団体等との連携などにより、様々な犯罪防止対策を講じているところであるが、県民の不安を解消するためには、なお一層の対策の充実を図ることが不可欠である。

このような状況を踏まえ、本委員会では、「生活に身近なところの防犯対策の取り組み」をテーマに、県民が安全・安心を真に実感できる地域の実現に向け、本県の治安情勢や防犯対策等の現状、課題等を把握・整理するとともに、犯罪をさらに抑止するための効果的な対策のあり方について、調査・検討を進めてきたところである。

調査・検討に当たっては、執行部から詳細な説明をいただくほか、身近な犯罪等の現状に係る理解をより深めるため、「自動車盗」や「ニセ電話詐欺」、あるいは「ストーカー被害」、「子どものネット犯罪被害」、「児童虐待」、「被害者支援」に関して参考人を招き、これらの犯罪に対する防犯対策等について、事例や体験談等を交えた貴重なご意見をいただきながら、提言を取りまとめたところである。

本委員会は、このような調査・検討を踏まえ、県民が安全・安心を真に実感できるよう、生活に身近なところの防犯対策の取り組みについて、ここに報告するものである。

1 調査方針

本委員会の設置の経緯などを踏まえ、調査方針を次のとおり決定した。

(1) 調査目的

本県の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに11年連続して減少し、治安の改善は定着しつつある。

しかしながら、その内容をみると、オレオレ詐欺をはじめとしたニセ電話詐欺の被害額が平成15年以降で最悪の15億8,900万円を超え、また、体感治安に大きな影響を与える身近な犯罪である「自動車盗」や空き巣などの「侵入盗」の十万人あたり発生件数は全国ワースト1位であるほか、児童虐待やストーカー事案、配偶者からの暴力事案が増加傾向にあるなど、犯罪に対する県民の不安感を根本的に解消するには至っていない状況にある。

県民が、安全で安心して生活できる社会を実現することは、県の重要な責務であり、震災からの復興はもちろん、国体の開催や東京でのオリンピック・パラリンピック開催を控え、本県のイメージアップを図る上からも、県民総ぐるみで一層の治安の向上を早急に図る必要がある。

このため、県民が安全・安心を真に実感できるよう、生活に身近なところの防犯対策などの取り組みについて総合的に調査・検討する。

(2) 調査項目

- ① 身近な犯罪に対する取り組み（侵入盗，自動車盗）
- ② 子ども・女性・高齢者に係る犯罪に対する取り組み
（虐待，ネット犯罪，ストーカー・DV，ニセ電話詐欺）
- ③ 防犯インフラ整備等の各種基盤整備
- ④ 県民・関係団体等との連携

(3) 調査期間

本委員会の調査期間は、平成26年11月までの概ね8ヶ月とし、平成26年第4回定例会の会期中に調査結果の報告を行うこととする。

2 調査経過

本委員会は、平成26年4月24日の第1回委員会において調査方針を決定して以降、これまでに8回にわたる委員会を開催し、調査・審議を進めてきた。

調査・審議に当たっては、まず、本県の治安情勢や生活に身近な犯罪等に係る防犯対策の現状等を把握するため、身近な犯罪等に係る認知件数の状況や各部署で実施している防犯対策などの状況について、執行部から犯罪の種別ごとに詳細な資料の提出を求め、説明聴取を行ってきた。

また、犯罪に強い地域社会の構築に向けた取り組みについて調査・検討するため、県民・民間団体等との連携や防犯インフラ等の各種基盤整備の状況について執行部から説明聴取を受けるほか、「県民が安全・安心を真に実感できるよう」特に推進すべき取り組みとして「自動車盗への対策」をテーマとし、盗難自動車の解体場所の温床となっている「ヤード」についての規制状況等について執行部から説明聴取を行った。

さらに、身近な犯罪等の現状に係る理解をより深めるため、「自動車盗」や「ニセ電話詐欺」、「ストーカー被害」、「子どものネット犯罪被害」、「児童虐待」、「被害者支援」に関して、実際に被害に遭われた方の関係者や学識経験者等の方々を参考人として招致し、これらの犯罪に対する防犯対策等について、事例や体験談等を交えてご意見をいただいた。

このような状況を踏まえ、生活に身近なところの防犯対策のあり方について審議を行い、平成26年第3回定例会では、次年度の予算や組織体制への的確に反映すべきものなど、県民が安全・安心を真に実感するため特に迅速に対応すべきと考えられる防犯対策のあり方について、議長に中間報告を行ったところである。

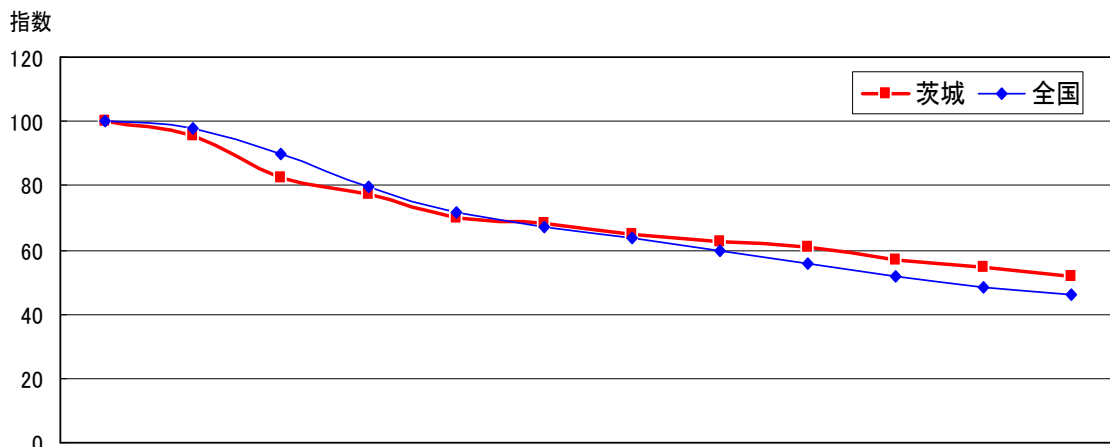
第2

本県の治安情勢（現状）

1 刑法犯認知件数の推移等

刑法犯認知件数は、平成15年から平成25年まで、11年連続で減少している。

本県では、平成14年の67,672件と比較すると、平成25年の刑法犯認知件数は35,055件で、32,617件（48.2%）の減少となっている。



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26.3月末	前年比
茨城	67,672	64,844	55,633	52,266	47,183	46,087	43,885	42,491	41,312	38,447	36,873	35,055	7,041	-838
指数	100	95.8	82.2	77.2	69.7	68.1	64.8	62.8	61.0	56.8	54.5	51.8	増減率	-10.6%
全国	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044	1,585,856	1,480,760	1,382,121	1,320,678	272,739	-13,672
指数	100	97.8	89.8	79.5	71.9	66.9	63.7	59.7	55.6	51.9	48.4	46.3	増減率	-4.8%

また、包括罪種別の刑法犯認知件数においても、平成14年と比較し、平成25年では全ての罪種で減少となっている。（P.50「参考資料3」参照）

（件）

年	H14	H15		H21	H22	H23	H24	H25
刑法犯総数	67,672	64,844	～	42,491	41,312	38,447	36,873	35,055
凶悪犯	359	409		212	191	152	140	147
粗暴犯	1,594	1,778		1,358	1,402	1,254	1,342	1,259
窃盗犯	58,157	53,646		32,900	32,440	30,517	29,146	27,623
知能犯	1,209	1,541		1,170	996	969	998	897
風俗犯	263	312		186	201	181	221	196
その他	6,090	7,158		6,665	6,082	5,374	5,026	4,933

2 身近な犯罪の認知状況等

(1) 侵入盗

① 認知件数の推移

本県、全国とも、平成14年をピークに減少傾向にあり、平成25年には、平成14年の半分以下の件数となっている。

(件)

年	H14	H15	～	H21	H22	H23	H24	H25
茨城	11,331	10,765		5,707	5,324	4,968	5,145	4,896
全国	338,294	333,233		148,488	136,552	126,077	115,155	107,467

② 犯罪率順位

本県は、認知件数では全国ワースト第8位であるが、犯罪率（人口10万人当たりの認知件数）では全国ワースト第1位となっている。

【平成25年の侵入盗の犯罪率等ワースト順位】

(件)

認知件数			犯罪率		
順位	都道府県		順位	都道府県	
1位	愛知	11,497	1位	茨城	166.4
2位	千葉	8,349	2位	愛知	154.8
3位	東京	7,756	3位	福岡	143.0
8位	茨城	4,896			

③ 一般住宅の被害状況等（本県、全国）

侵入盗における「一般住宅」での被害は、本県、全国とも過半数を超えている。

	茨 城		全 国	
	認知件数	構成率	認知件数	構成率
一般住宅	2,569	52.5%	57,691	53.7%
空き巣	1,731	35.4%	40,783	37.9%
忍込み	707	14.4%	13,793	12.8%
居空き	131	2.7%	3,115	2.9%
一般住宅以外	2,327	47.5%	49,776	46.3%
合 計	4,896	100.0%	107,467	100.0%

※ 「空き巣」とは、家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。

※ 「忍込み」とは、夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。

※ 「居空き」とは、家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているすきに住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの。

(2) 自動車盗

① 認知件数の推移

平成 25 年の本県の認知件数は、平成 14 年と比較すると減少しているが、前年比では約 3 割の増加となっている。

なお、全国としては減少傾向にある。

(件)

年	H14	H15	～	H21	H22	H23	H24	H25
茨城	2,908	2,489		2,144	2,393	2,025	1,857	2,425
全国	62,673	64,223		25,815	23,775	24,928	21,070	21,595

② 犯罪率順位

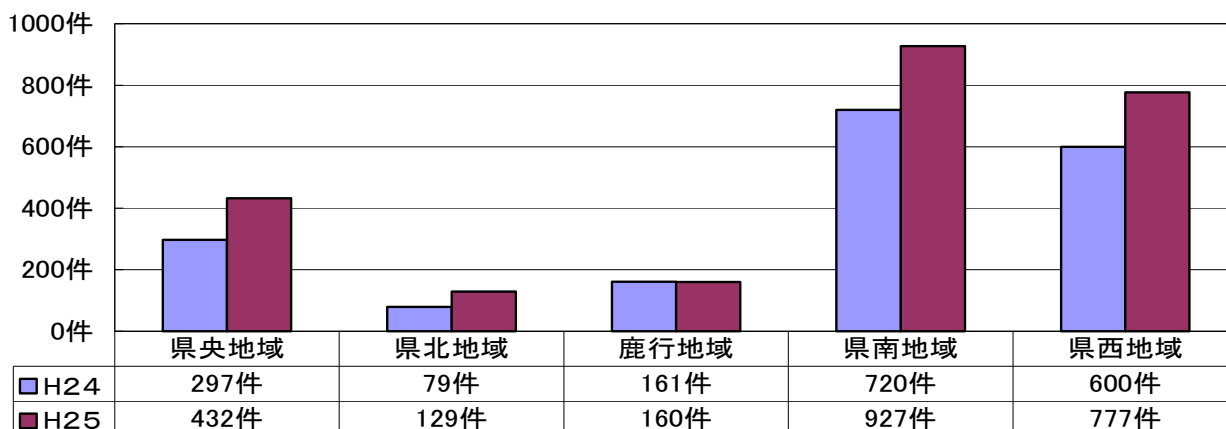
本県は、認知件数では全国ワースト第 4 位であるが、犯罪率では全国ワースト第 1 位となっている。

【平成 25 年の自動車盗の犯罪率等ワースト順位】 (件)

認知件数			犯罪率		
順位	都道府県		順位	都道府県	
1位	千葉	3,295	1位	茨城	82.4
2位	愛知	2,712	2位	千葉	53.2
3位	大阪	2,466	3位	愛知	36.5
4位	茨城	2,425			

③ 盗難発生状況等

地域別の自動車の盗難発生状況をみると、県南・県西地域での発生が約 7 割を占めている。



3 子ども、女性、高齢者に係る犯罪の認知状況等

(1) 児童虐待

① 認知件数の推移（疑いのある事案）

本県の警察で認知した児童虐待の疑いのある事案は平成 21 年以降増加傾向にあり、平成 25 年における認知件数は平成 16 年の 2 倍以上となっている。

(件)

年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
認知件数	73	62	53	67	60	71	91	146	142	160

② 児童虐待相談の状況等（本県、全国）

児童相談所に寄せられた虐待相談の対応件数は、本県、全国とも、平成 12 年の児童虐待防止法施行以降、増加傾向にある。

また、全相談に占める虐待相談の割合も、同様に増加傾向にある。

【 本県（児童相談所）における相談対応件数 】

(件)

	虐待相談	全相談	割合 (%)
平成 12 年度	385	6,251	6.16
平成 13 年度	418	6,505	6.43
平成 14 年度	452	7,186	6.29
平成 15 年度	452	4,831	9.36
平成 16 年度	662	4,852	13.64
平成 17 年度	585	5,028	11.63
平成 18 年度	646	4,767	13.55
平成 19 年度	596	4,913	12.13
平成 20 年度	536	4,760	11.26
平成 21 年度	718	4,848	14.81
平成 22 年度	928	4,920	18.86
平成 23 年度	876	4,410	19.86
平成 24 年度	864	4,350	19.86

【 全国（児童相談所）における相談対応件数 】

(件)

	虐待相談	全相談	割合 (%)
平成 12 年度	17,725	362,655	4.89
平成 13 年度	23,274	382,016	6.09
平成 14 年度	23,738	398,025	5.96
平成 15 年度	26,569	341,629	7.78
平成 16 年度	33,408	351,838	9.50
平成 17 年度	34,472	349,911	9.85
平成 18 年度	37,323	381,757	9.78
平成 19 年度	40,639	367,852	11.05
平成 20 年度	42,664	364,414	11.71
平成 21 年度	44,211	371,800	11.89
平成 22 年度	56,384	373,528	15.09
平成 23 年度	59,919	385,294	15.55
平成 24 年度	66,701	384,261	17.36

※ H22 福島県を除く

③ 児童相談所における児童虐待相談への対応状況

本県の児童相談所における児童虐待相談への対応について、「面接指導」（児童相談所の訪問指導等）が最多で 808 件、児童養護施設等の施設入所が 50 件、里親への委託が 2 件となっている。

(件)

	処理件数（平成 24 年度中）								計
	面接指導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導委託	児童福祉施設入所	里親委託	障害児入所施設等への利用契約等	
	助言指導	継続指導	他機関あつせん						
相談数	152	642	14	1	0	50	2	3	864

④ 虐待に係る児童数の推移

虐待により一時保護した児童数は 100 から 140 件程度で、また、施設等へ措置入所させた児童数は 50 から 80 件程度で、近年推移している。

【 一時保護した児童数の推移 】

(人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
児童数	135	86	112	118	125	136	97
うち職権	43	25	48	39	35	47	26

※ 児童数には、中央児童相談所一時保護所での保護の他、乳児院や児童養護施設等に一時保護を委託した児童も含まれる。

【 施設等へ措置入所させた児童数の推移 】

(人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
児童数	105	77	74	86	75	67	52
うち里親	0	4	4	2	5	4	2

(2) 高齢者虐待

① 認知件数の推移（疑いのある事案）

本県の警察で認知した高齢者虐待の疑いのある事案は、平成 18 年の高齢者虐待防止法施行以降、増加傾向にあり、平成 25 年における認知件数は平成 18 年の 5 倍近くとなっている。

(件)

年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
認知件数	26	37	34	54	108	97	114	127

② 高齢者虐待の相談・通報件数等の推移（本県，全国）

【 養介護施設従事者等による虐待 】

平成24年度における市町村への高齢者虐待に係る相談・通報件数は11件であり，そのうち虐待の事実が認められた件数は3件であった。

(件)

		年	H19	H20	H21	H22	H23	H24
茨城	相談・通報件数		7	3	7	12	13	11
	うち，虐待の事実が認められた事例		2	0	0	4	2	3
全国	相談・通報件数		379	451	408	506	687	736
	うち，虐待の事実が認められた事例		62	70	76	96	151	155

【 養護者による虐待 】

平成24年度における市町村への高齢者虐待に係る相談・通報件数は424件であり，そのうち虐待の事実が認められた件数は262件であった。

(件)

		年	H19	H20	H21	H22	H23	H24
茨城	相談・通報件数		320	451	388	423	404	424
	うち，虐待の事実が認められた事例		186	310	260	297	250	262
全国	相談・通報件数		19,971	21,692	23,404	25,315	25,636	23,843
	うち，虐待の事実が認められた事例		13,273	14,889	15,615	16,668	16,599	15,202

③ 被虐待高齢者の状況

平成24年度に養護者から虐待を受けた高齢者は268人であった。

性別では女性が204人(76.1%)と多く，また，年齢階級では「80～84歳」が69人(25.7%)と最も多かった。

【性別】

(人)

年度	男性	女性	不明	合計
H24	64	204	0	268
	23.9%	76.1%	0.0%	100%

【年齢階級】

(人)

年度	年齢(歳)	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90以上	不明	合計
H24		33	49	52	69	39	26	0	268
		12.3%	18.3%	19.4%	25.7%	14.6%	9.7%	0.0%	100%

(3) 子どものネット犯罪被害

① 認知件数の推移 (福祉犯被害児童数)

【 出会い系サイトに起因する福祉犯被害児童数の推移 】

インターネットに起因する福祉犯として検挙した事件の被害児童数は、本県、全国とも減少傾向にある。

(件)

年	H21	H22	H23	H24	H25
茨城	10	0	6	0	2
全国	431	246	274	212	154

【 コミュニティサイトに起因する福祉犯被害児童数の推移 】

インターネット上の掲示板、SNS、ブログなどのコミュニティサイトを利用して福祉犯被害に遭った児童数は、本県、全国ともに、増減しながらも高い水準で推移している。

(件)

年	H21	H22	H23	H24	H25
茨城	17	11	18	16	13
全国	1,115	1,199	1,068	1,052	1,267

② 携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリングの利用状況

本県のフィルタリングの利用状況について、平成25年6月から7月にかけて実施された「青少年のケータイ・パソコン・ゲーム機等利用実態に関する調査」の結果によると、小学6年生で78.2%、中学2年生で73.7%であった。

同じく平成25年の11月から12月に内閣府により実施された「青少年のインターネット利用環境実態調査」の全国の状況と比較すると、本県の方がやや利用率は高い状況となっている。

【 本県のフィルタリング利用状況 】

○ 「青少年のケータイ・パソコン・ゲーム機等利用実態に関する調査」結果

- ・ 調査主体 : 茨城県メディア教育指導員連絡会
- ・ 調査対象 : 小学6年生・中学2年生の児童・生徒の保護者
- ・ 標本数 : 保護者2,000人 ※県内5地区から小中学校を抽出

年度	調査年月	回収数	小学6年生	中学2年生
H23	H24.1月	1,556人	71.1%	61.9%
H25	H25.6月～7月	1,321人	78.2%	73.7%

【 全国のフィルタリング利用状況 】

- 「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)
 - ・ 調査対象：全国の満 10 歳から満 17 歳までの青少年の保護者
 - ・ 標 本 数：保護者 3,000 人 (平成 21・22 年度は 2,000 人)

年度	調査年月	回収数	小学生	中学生	高校生
H21	H21. 10 月～11 月	1,395 人	61.7%	54.7%	38.7%
H22	H22. 9 月	1,400 人	77.6%	67.1%	49.3%
H23	H23. 6 月	2,037 人	76.5%	69.6%	49.7%
H24	H24. 11 月	1,915 人	76.5%	68.9%	54.4%
H25	H25. 11 月～12 月	1,993 人	62.2%	61.1%	49.3%

③ 児童生徒の携帯電話・インターネット利用の状況

(いずれも平成 25 年度携帯電話・インターネット利用に関する実態調査より)

小学生の 32.5%が携帯電話を所有しており、前回調査(平成 20 年度児童生徒の携帯電話・インターネット等の利用状況実態調査(平成 20 年 6 月実施)) と比べ 9.5%の増と携帯電話所有について低年齢化が進んでいる。

中学生は半数以上、高校生はほとんどの児童生徒が携帯電話を所有しており、内訳ではスマートフォンの所有が最も多い状況にある。

	持っている	「持っている」の内訳			持っていない
		従来型携帯電話	スマートフォン	その他	
小学生	32.5%	46.9%	27.1%	26.1%	67.5%
中学生	53.6%	27.4%	68.3%	4.3%	46.4%
高校生	98.0%	11.1%	88.5%	0.5%	2.0%
特別支援中学部生	15.8%	58.8%	33.3%	7.8%	84.2%
特別支援高等部生	50.0%	54.0%	42.5%	3.5%	50.0%

※ 小学生は小学 5, 6 年生のみ。

※ その他：キッズ携帯、プリペイド携帯

※ 所有率は集計計算の関係上、合計は 100%にならない箇所がある。

インターネットについては、小学生・中学生・高校生の大半が利用しており、高校生の 11.0%が平日 5 時間以上利用している。また、休日に 5 時間以上利用している児童生徒が増えており、中学生で 11.9%、高校生で 17.6%となっている。

	小学生	中学生	高校生	特別支援中学部生	特別支援高等部生
インターネットを利用する	75.0%	84.1%	95.1%	36.8%	51.8%
平日・5 時間以上	2.2%	5.2%	11.0%	0.8%	5.2%
休日・5 時間以上	5.8%	11.9%	17.6%	7.1%	11.8%

○ 参考：平成25年度携帯電話・インターネット利用に関する実態調査

[調査対象]公立小学校5～6年 (52,549人)
公立中学校(中等教育学校前期課程を含む) (75,779人)
県立高等学校(中等教育学校後期課程を含む) (54,981人)
県立特別支援学校中学部 (652人)
県立特別支援学校高等部 (1,217人)
[調査時期]平成25年12月
[調査方法]質問紙法による無記名アンケート

(4) ストーカー・DV事案

① 認知件数の推移

【 ストーカー事案の認知件数の推移 】

平成25年の本県の認知件数は428件で、平成12年のストーカー規制法施行以降、最多となっている。

(件)

年	H12	H13	H14	～	H21	H22	H23	H24	H25
茨城	49	388	292	～	213	221	211	319	428
全国	2,280	14,662	12,024		14,823	16,176	14,618	19,920	21,089

【 DV事案の認知件数の推移 】

平成25年の本県の認知件数は1,427件で、平成13年のDV防止法施行以降、最多となっている。

(件)

年	H13	H14	H15	～	H21	H22	H23	H24	H25
茨城	72	312	281	～	570	825	836	1,149	1,427
全国	3,608	14,140	12,568		28,158	33,852	34,329	43,950	49,533

② 婦人相談所における相談の状況

婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)に対し相談があった件数は、平成25年度には4,032件あり、そのうち、DVに関する相談は1,181件となっている。

また、ストーカー行為に関する相談は、平成25年度で3件あった。

【 茨城県婦人相談所における相談の状況 】

(件)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人 間 関 係 (夫等の暴力等)	2,779 (1,095)	2,774 (1,316)	2,961 (1,380)	2,891 (1,153)	2,458 (1,009)	2,532 (1,181)
医 療 関 係 (精神的問題, 病気等)	1,079	950	962	815	941	1,456
経 済 関 係 (生活困窮, 借金等)	66	38	42	29	53	26
そ の 他 (住居問題等)	40	45	39	48	43	18
合 計	3,964	3,807	4,004	3,783	3,495	4,032

※カッコ内は, DVの件数 (内数)

○ 参考

(件)

ストーカー行為に 関する相談	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	—	—	—	—	—	3

③ 婦人相談所一時保護所における保護の状況

婦人相談所における一時保護の全体の件数は, 若干の変動はあるが緩やかな増加傾向にある。また, 全体の内, DV被害による一時保護については, 平成 25 年度では 75.6%となっており, 件数, 割合ともに増加傾向にある。

(件)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
一時保護(全体)	102	118	136	128	160	156
DV被害(内数)	69	84	101	93	110	118
DV保護の割合	67.6%	71.2%	74.3%	72.7%	68.8%	75.6%

(5) ニセ電話詐欺（特殊詐欺）

① 認知件数・被害額等の推移

【 ニセ電話詐欺の認知件数の推移 】

本県におけるニセ電話詐欺の認知件数は、平成 21 年から減少し、平成 22 年から平成 24 年まではほぼ横ばいで推移していたが、平成 25 年は 166 件の大幅な増加となった。

(件)

年	H16	H17	～	H21	H22	H23	H24	H25
茨城	435	287			212	118	126	124
全国	25,667	21,612		7,340	6,888	7,216	8,693	11,998

【 ニセ電話詐欺の被害総額の推移 】

本県におけるニセ電話詐欺の被害総額は、平成 20 年まで横ばいで、平成 21 年から平成 22 年までは減少したが、その後増加している。

平成 25 年の本県の被害総額は、前年より 10 億 2,200 万円と大幅に増加しており、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺の 3 類型で統計を取り始めて以来、最高額となっている。

(百万円)

年	H16	H17	～	H21	H22	H23	H24	H25
茨城	521	307			252	143	190	567
全国	28,379	25,152		9,579	11,247	20,404	36,436	48,949

② 検挙状況

検挙件数は各年毎に大きく変動している。平成 25 年の検挙件数は 44 件で、前年と比較すると減少となっている。

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26.4月
認知件数 (件)	428	212	118	126	124	290	89
検挙件数 (件)	3	86	265	27	148	44	9
検挙人員 (人)	2	11	5	13	10	22	8
検挙率 (%)	0.7	40.6	224.6	21.4	119.4	15.2	10.1

1 身近な犯罪について

(1) 侵入盗

① 抑止・検挙対策

ア 抑止対策

- ひばりくん防犯メール，ツイッター，広報紙などを利用するとともに，自治体や関係団体等の他機関のネットワークを利用するなどにより，広く情報発信活動を推進。
- 警備業者に委託し，青色回転灯を装着した車両によるパトロールを実施するほか，防犯ボランティアとの合同パトロールや情報提供を行うことなどにより防犯ボランティア団体の活性化，新規結成を促進するなど，パトロール活動を推進。
- 自治体や民間事業者への働き掛けにより，防犯カメラ等の防犯インフラ整備を促進。
- 茨城県防犯協会や民間事業者などと連携し，CPマーク表示の錠，防犯ガラスや防犯フィルム，補助錠など，防犯性能の高い建物部品等の普及を促進。
- 各警察署が設定している「住宅侵入窃盗抑止モデル地区」において，住民，行政等と一体となった重点的なパトロール，情報発信，住宅防犯診断等の抑止活動を推進。

イ 検挙対策

- 窃盗事件捜査を担当する捜査第三課員を増員し，体制を強化。
- 侵入盗の発生状況や犯行手口を詳細に分析して多角的な捜査を推進。
- 事件発生時に，大量の捜査員を投入した初動捜査を徹底し，被疑者の早期検挙を促進。
- 画像記録式監視装置，暗視カメラなどの捜査資機材を拡充。
- 指紋検出，DNA試料採取など高度な鑑識技能による現場鑑識を徹底するとともに，適正な科学捜査を推進。
- 被害品を処分される質屋，リサイクル店と「茨城県警察と質屋・リサイクル店ネットワーク会議」を開催して，情報提供を行い，犯人の検挙，被害品の早期発見・回復，盗品の流通防止等を推進。

② 広報・啓発等 (P. 51「参考資料4」参照)

平成15年に制定した「茨城県安全なまちづくり条例(平成15年条例第16号)」に基づき、関係団体で構成する「茨城県安全なまちづくり推進会議(会長:知事, 47団体)」を母体に、「防犯は 鍵かけ 声かけ 心がけ」をスローガンに防犯意識の普及・浸透に向けた全県的な広報啓発活動等を推進。

(2) 自動車盗

① 抑止・検挙対策等

ア 抑止対策

○ ひばりくん防犯メール, ツイッター, 広報紙などを利用するとともに, 自治体や関係団体等の他機関のネットワークを利用するなどにより, 広く情報発信活動を推進。

併せて, 茨城県自動車販売店協会, 茨城県中古自動車販売協会, 茨城県トラック協会, 茨城運輸支局などの自動車関連団体や関係機関, 茨城県建設業協会などの関係業界団体等に対し, 適時, 必要な情報を提供。

○ 警備業者に委託し, 青色回転灯を装着した車両によるパトロールを実施。

なお, 実施に当たっては, パトロールする隊員に, 自動車盗の発生状況やヤードに関する情報を提供して効果的なパトロールを推進。

○ 自治体や民間事業者への働き掛けにより, 防犯カメラ等の防犯インフラ整備を促進。

○ 企業と連携し盗難防止機材を開発

イ 検挙対策

○ 自動車盗捜査を担当する捜査第三課を増員し, 捜査体制を強化。

○ 自動車盗対策プロジェクトによる本部・警察署が一体となった組織的な捜査を推進。

○ 緊急配備支援システム, よう撃捜査支援装置などの捜査資機材を拡充。

○ 他県警察との合(共)同捜査の実施を推進。

○ 「茨城県安全なまちづくり条例」の一部改正に伴い, 自動車盗の「予備行為」に対する取締りを推進。

ウ ヤードへの対策

○ 自動車盗捜査を担当する捜査第三課を増員して, 体制を強化。

○ 警察において, 古物営業法などに基づく立入りを実施しているほか, 東京入国管理局や県・市町村など関係機関と連携した合同立入りを実施。

- 隣接する埼玉県警察と合同立入りを実施するなど隣接する県警との連携を強化。
- ヤードを規制する条例について、条例制定の動きのある千葉県から情報収集を行うなど、本県においても検討を開始。

② 広報・啓発等 (P. 51「参考資料4」参照)

「茨城県安全なまちづくり推進会議」において、「鍵かけの徹底」等を運動の重点の1つに掲げ、自動車のドアロックやオートバイの二重ロックなどの広報啓発活動を実施（侵入盗防止に係る広報啓発活動と一体的に展開）。

③ 自動車リサイクル法の運用 (P. 54「参考資料5」参照)

自動車リサイクル法に基づく解体業者及び無許可解体業者に対する立入検査等による指導のほか、自動車リサイクル法に係る電子マニフェストを利用した解体自動車等の不適正輸出に対する取り組みの実施により、自動車の無許可解体及び不適正輸出の防止を図っている。

④ 自動車解体業の施設設置に係る開発許可等

自動車解体業に係る施設の設置について、都市計画法における開発許可手続きの中で、排水（雨水・汚水）対策、地盤・擁壁の安定性など、一定の技術基準等を適用。

2 子ども、女性、高齢者に係る犯罪について

(1) 児童虐待事案

① 児童虐待対応の課題

ア 児童虐待の早期発見

- 潜在的な児童虐待を早期に発見するために、通告義務や相談窓口を周知していくとともに、児童虐待は子どもの心身成長、人格形成に影響を及ぼす重大な権利侵害であることを周知していく必要がある。

イ 児童虐待の未然防止

- 児童虐待の発生要因の一つとして、育てにくさや育児不安をかかえる保護者の負担感があるため、児童虐待の未然防止に向けて、児童相談所や市町村等の関係機関による支援をしていく必要がある。

ウ 相談体制の強化と関係機関の連携

- 児童虐待の個別ケースに適切に対応していくため、児童相談所や市町村の職員の相談技術のスキルアップなど相談体制の強化を図るとともに、児童虐待対策に関わる関係機関の連携強化を図っていく必要がある。

② 児童虐待の早期発見・未然防止強化のための取り組み

ア 市町村における児童虐待の早期発見・未然防止強化のための取り組み

- 児童福祉担当課による地域住民からの相談・通告を受け。
- 母子保健担当課によるハイリスク妊産婦・要支援家庭の把握と継続的な支援を実施。
(P. 55「参考資料6」参照)
- 児童福祉担当部門と母子保健担当部門が連携し、支援が必要な家庭についての情報を共有。
- 市町村要保護児童対策地域協議会における、各機関で「要支援」とされたケースについての情報の共有及び継続的支援にむけた協議を実施。
- 育児不安を抱える母親へ個々の事情に応じた語り合いを行うなどの保健所との連携による親支援グループミーティング事業を実施。

イ 県における児童虐待の早期発見・未然防止強化のための取り組み

- 地域住民に対する通告義務・相談窓口の周知等に係る広報啓発を実施。
 - ・ 県広報紙「ひばり」や「ラジオ県だより」（茨城放送）等の広報媒体を使用した広報啓発
 - ・ 新任民生委員児童委員研修会等での説明

- ・ 「虐待ホットラインの開設」(民間委託)による常時の電話対応や関係機関への報告等
 - ・ 「すこやか妊娠ほっとライン」の開設による妊娠、出産等に係る電話相談への対応
- 児童相談所への警察官OBの配属による警察と連携した対応の強化。

③ 児童相談所における取り組み

- 地域住民からの相談・通告を受付け。
- 困難ケース、専門性を必要とするケース対応において市町村を援助。
- 児童福祉司，保健師，虐待対応専門員等により構成した虐待対応チームによる世帯調査，初動対応方針の決定等を実施。
- 児童福祉司，児童心理司等による保護者・児童への個別対応や，処理困難ケースにおける専門家（医師，弁護士等）による適切なケース処遇を実施。

④ 警察の対応状況

- 児童相談所への通告，一時保護などの被害児童の保護対策を実施。
- 虐待者を検挙。
- 立入調査同行などの児童相談所からの援助要請へ対応。
- 現職警察官の派遣，合同訓練の実施など，児童相談所との連携を強化。

⑤ 関係機関との連携強化

- 県，市町村，福祉，医療，保健，教育，警察，司法など36機関で構成する「茨城県要保護児童対策地域協議会」の開催による関係機関相互の連携を強化（児童虐待対応方針の検討や立入調査等の実地訓練の実施等）。

(P. 56「参考資料7」参照)

- 協力基幹病院を中心とした医療機関や市町村との連携を強化。
 - ・ 院内虐待対応組織の設置（メンバー：小児科医，産科医，外科医，医療ソーシャルワーカー，看護師など）
 - ・ 児童相談所及び市町村母子保健・児童福祉担当課との連携
 - ・ 「茨城県ハイリスク妊産婦包括支援体制検討会」での包括的な支援体制の構築の検討と連携マニュアル作成
- 警察と児童相談所との連携を強化。（再掲）
 - ・ 現職警察官の派遣，合同訓練の実施など

(2) 高齢者虐待事案

① 高齢者虐待対応の課題

ア 高齢者虐待の未然防止

- 家族介護者の身体的、精神的な負担軽減を図る必要がある。

イ 高齢者虐待の早期発見・早期対応

- 虐待している家族等に虐待の認識がない場合もあり、高齢者虐待は表面化しづらい性格をもっているため、早期に発見し、ケースに応じて適切に対応できる体制整備が必要である。

ウ 高齢者虐待問題への理解促進

- 家族を含めた住民一人ひとりに、虐待が高齢者の人権を侵害する重大な問題であるということを認識してもらうことで、高齢者虐待問題に対する地域住民の理解を深める必要がある。

② 高齢者虐待の早期発見・未然防止等に向けた取り組み

- 「茨城県高齢者権利擁護対策推進委員会」を設置し、高齢者の人権や QOL（生活の質）に配慮した適切で安全な介護サービスを提供できる体制や、家庭内における高齢者虐待防止等について検討。
- 介護保険施設等における身体拘束廃止など介護の質について事業者の意識を高め、日常の業務において徹底するとともに、家庭内の高齢者虐待の相談・対応等にあたる市町村職員等に対し、高齢者虐待への理解を深め、早期発見・未然防止を図るための研修会を開催。
- 高齢者虐待防止に向けたパンフレットを配布。 (P. 57「参考資料 8」参照)

③ 警察の対応状況

- 市町村への通報、施設や親族方等への避難措置、パトロール・防犯指導などの被害者の保護対策を実施。
- 加害者に対する指導警告及び検挙。
- 調査の立会いなどの市町村からの援助要請に対応。
- 「人身安全対策室」において、危険性、切迫性の高い事案に対し、被害者の安全確保を最優先にして迅速に対応。
- 「茨城県高齢者権利擁護対策推進委員会」や医師会、看護協会、弁護士会等との連携や、市町村等と情報を共有。

(3) 子どものネット犯罪被害

① 子どものネット犯罪被害に係る課題

ア 児童生徒の実態に応じた指導

- 教職員が、常に最新の知識を得た上で児童生徒の指導にあたるとともに、小学校低学年に対する情報モラル教育を充実・強化する必要がある。

イ 家庭、地域及び企業との連携

- 保護者もインターネットに関する最新情勢を理解する必要がある。
- 家庭におけるインターネットの適切な利用のためのルールづくりを呼びかけていく必要がある。
- 家庭、地域及び企業と連携し、社会全体で情報モラルの啓発活動を推進していく必要がある。

ウ 相談体制の整備

- ネットトラブル被害等の早期発見・早期対応に向けて、児童生徒が相談しやすい環境を整備する必要がある。

エ インターネット接続機器やソフトの多様化・高度化への対応

- スマートフォンなどのインターネット接続機器やソフトの多様化・高度化が急速に進展する中、これらの機器等の利用に起因した犯罪・トラブルの発生や、アプリの普及等に伴うフィルタリング利用率の低下など、青少年がインターネットを安全・安心して利用するための新たな課題等が生じており、これらの課題に迅速かつ的確に対応していく必要がある。

オ インターネット利用の拡大と低年齢化への対応

- インターネット接続機器の多様化などにより、今後ますます拡大、進展すると予測されている青少年のインターネット利用、利用者の低年齢化に対し、適切に対応していく必要がある。

② インターネット上の有害情報対策の推進

- 青少年が携帯電話・スマートフォン等を通じてインターネットを利用する際に、フィルタリングを利用するよう推進月間を設けるなど普及啓発を図るとともに、関係機関と連携し、インターネット上の有害情報への対策を推進。

(P. 61「参考資料9」参照)

- 携帯電話事業者等に対し、県条例に基づき、携帯電話契約時にフィルタリング等に関する説明を行うよう指導するとともに、携帯電話使用者の年齢確認やフィルタリングを利用しない場合の保護者への同意確認などに努めるよう事業者と

の懇談会等を通じて要請。

③ インターネットの安全・安心な利用の促進

- 『保護者の目線』でインターネットの負の側面やその対処方法，保護者の役割などを伝えることができる「メディア教育指導員」を県PTA連絡協議会と連携し，PTA会員の中から養成するとともに，インターネットの進展に対応できるよう更なる知識取得のためのフォローアップ研修を実施。
- 各学校の授業，PTAの研修，地域団体の研修等に対し，依頼に応じて「メディア教育指導員」を派遣し，携帯電話等を通じたインターネット利用による犯罪・トラブル事例を紹介するなど，インターネットの負の側面やその対処方法について周知。

④ 学校における取り組み

- 県通知に基づき，携帯電話の持込み等について指導。
- 学校の教育活動全体を通して，情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）に係る教育を指導。
- 情報モラルについて，「道徳」や「技術・家庭」，「社会と情報」等の教科の中で指導を行うほか，児童生徒・保護者向けの講習会等を開催。
- 研修会等により，教職員の情報モラル，情報教育等についての指導力向上を促進。

⑤ 家庭や地域への啓発

- PTA指導者研修会において啓発資料を配布するほか，保護者向け講習会の実施により，インターネットに係るトラブルの対処法等について周知。

⑥ 警察における取締り・サイバー補導等

- インターネットに起因する福祉犯の取締りを徹底。
- インターネット上において児童が援助交際を求める等の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し，注意・指導を行うなどのサイバー補導を実施。
- 非行防止教室等により，児童・生徒及び保護者に対し，ネット被害防止に関する啓発を実施。

(4) ストーカー・DV事案

① DV被害者支援等に係る課題

- DV被害者の支援は、その立場に立った切れ目の無い支援を行う必要があり、特にDV被害者からの相談を受付け、支援を行っている市町村、婦人相談所や警察において、それぞれの役割を踏まえた連携を充実していく必要がある。
- DV被害者が児童同伴の場合の児童相談所、被害者の一時保護を委託する民間施設、保護命令の申立てに係る地方裁判所及び医療が必要である場合の医療機関など、必要に応じて様々な機関との連携に努める必要がある。
- 市町村については、DV被害者にとって身近な相談機関であるとともに、自立支援に係る役割が期待されることから、「DV防止等に関する基本計画の策定」や「配偶者暴力相談支援センターの設置」について支援体制の充実を図る必要がある。

② 関係機関の連携等による支援の充実

- 市町村、警察、県関係部署、裁判所、法務局、職業安定所、医師会等で構成する「ドメスティック・バイオレンス（DV）対策ネットワーク会議」の開催により、関係機関による情報交換や連絡調整、共通理解など、DV被害者支援の連携体制を強化。
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援を目的として、関係機関との連携による推進体制を含めた方策を総合的に実施するため、「第3次茨城県DV対策基本計画」を策定。
- 茨城県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）により、DVに関する相談やカウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、被害者の自立支援促進のための情報提供などの援助を実施。
- 民間団体への委託によりデートDV出前講座等を開催し、若年層に対するDV防止について啓発。

③ 市町村における支援体制の充実

- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援を充実するため、市町村におけるDV対策の充実や県婦人相談所、各県民センターとの連携等を議題とする「DV対策市町村担当課長会議」を開催。
- 市町村や他の関係機関で構成する「ドメスティック・バイオレンス（DV）対策ネットワーク会議」の開催により、関係機関による情報交換や連絡調整、共通理解など、DV被害者支援の連携体制を強化。（再掲）

④ 県民への意識啓発

- 男女間におけるあらゆる暴力の根絶を図るため、広報誌「ハーモニー広場」や県ホームページ、ポスター・チラシ等の配布により、県民への意識啓発を実施。

⑤ 警察における組織体制の整備

- 生活安全部門、警務部門及び刑事部門を統括する警察本部長直轄の「人身安全対策統括官」を新設し、各部門の連携を強化。
- 「人身安全対策統括官」の下に、人身安全対策室長以下 36 名体制の「人身安全対策室」を新設し、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案など、人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案に対応。
- 女性専用相談電話を新設し、DV、ストーカー、夫婦・恋人間の女性に対する暴力問題、性犯罪の被害に関する悩みなど、女性からの相談に対し、女性の安心パートナー（女性警察官）が 24 時間体制で対応

⑥ 警察におけるストーカー・DV事案に対する措置等

- 婦人相談所等の安全な場所への「避難措置」のほか、「110番登録」(※)、防犯機材貸出、「住民基本台帳の閲覧制限の教示と支援」などのストーカー・DV事案に係る保護対策を実施。

※ 110 番登録：あらかじめ 110 番通報者として被害者の携帯電話番号、住所、氏名、相談内容を登録しておくことで、急訴事案に即座に対応する制度

- ストーカー事案については「警告」や「禁止命令」、法令による「検挙」など、また、DV事案については、「保護命令通知」や「警告」、法令による「検挙」などの加害者に対する措置を実施

(5) ニセ電話詐欺

① 抑止対策

ア 効果的な広報啓発の推進

- 警察では、巡回連絡や防犯講話等のほか、県警ホームページ、公式ツイッター、ひばりくん防犯メール等を活用し、あらゆる機会・媒体を通じて、その手口や被害に遭わないための注意点等の情報を積極的に県民に対して提供。

- 医師会などの医療関係団体によるポスター掲示や、Jリーグと連携した広報、キャンペーンなど、官民一体となった予防活動を推進。

イ 注意喚起等の実施

- 震災等緊急雇用対応事業を活用した民間企業委託によるコールセンターを活用した家庭や金融機関などへの架電により、多くの県民に直接的かつ被害情勢に応じた機動的・具体的な注意喚起等を実施。
- 犯行グループは、通信販売利用者の名簿等の各種名簿を悪用して犯行を繰り返していることから、捜査の過程で入手した名簿の登載者に対し、生活環境部と協働し、圧着はがきの発送による注意喚起を実施。

ウ 金融機関と連携した水際対策の推進

- 金融機関に対し、委嘱状の交付のほか、水際対策会議の開催や声掛け訓練の実施など、声掛けの実施を促進。

エ 犯行に使用された預貯金口座や携帯電話等の無力化措置

- 被害届や相談等、警察に寄せられた情報を活用し、携帯電話事業者に対する犯行に利用された携帯電話の契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等による犯行ツールの無力化等を実施。

② 検挙対策

- 以下の取り組みによる検挙対策を実施。
 - ・ 県民の協力を得ながら「だまされた振り作戦」を実施し、現金を受け取りに来た被疑者を検挙し、突き上げ捜査を推進
 - ・ 他県警との合（共）同捜査を積極的に推進
 - ・ 捜査員を都内に常駐させ、効率的な捜査を推進
 - ・ ニセ電話詐欺に利用される架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を売買するなどの助長行為に対する関係法令を駆使した取締り

3 犯罪に強い地域社会の構築に向けた取り組みについて

※ 本項目の内容は、一部、前述の「1 身近な犯罪について」及び「2 子ども、女性、高齢者に係る犯罪について」の内容と重複

(1) 県民・民間団体等との連携

① 侵入盗・自動車盗について

ア 広報・啓発の推進強化

- ひばりくん防犯メールの登録数拡大のため、以下の方策を実施。
 - ・ 防犯ボランティアや自治体、教育・福祉・厚生団体や自動車関係団体などの関係機関、団体等へ登録の呼びかけ
 - ・ ポスター・チラシの配布や街頭キャンペーンなどによる登録の呼びかけ
 - ・ 関係団体等への文書による登録要請、警察署内ロビーでのDVDの放映、学校における防犯指導の際の教職員や保護者等への呼びかけ
- 住民にわかりやすい情報発信として、以下の取り組みを実施。
 - ・ 県警公式ツイッターやひばりくん防犯メールを活用した情報発信
 - ・ テレビデータ放送、インターネットテレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した情報発信
 - ・ 駅前的大型スクリーンの利用やポスター、チラシ等による情報発信
 - ・ いばらき安全・安心アンバサダーによる、ご当地アイドルやプロサッカーチームによる防犯の呼びかけ
- 「茨城県安全なまちづくり推進会議」を母体に、街頭キャンペーンやチラシの配布、青色防犯パトロール講習会の実施や防犯ポスターコンクールの実施など、防犯意識の普及・浸透に向けた全県的な広報啓発活動等を推進。

イ 防犯体制の強化

- 防犯ボランティアとの合同パトロールや市町村と連携したパトロールグッズの支援などによる防犯ボランティア団体の活性化及び新規結成を促進。
- 防犯広報やパトロール活動、事件・事故時の警察への通報や各種キャンペーン等への参加など、各種企業・団体との連携による地域安全活動を実施。
- 警備会社への委託による「いばらき安全・安心パトロール事業」の実施により、登下校時間帯の通学路を重点としたパトロール活動を推進。

② 児童虐待事案

児童虐待事案について、前述の対策のほか、県民・民間団体等と連携した以下の取り組みを実施していく。

ア 関係機関の情報（民間データ等）の共有

- 安心・安全な出産を確保するとともに児童虐待の未然防止を図るため、医療機関・市町村・保健所等の関係機関が情報を共有。

イ 市町村との連携の推進

- 児童相談所主催の市町村職員を対象とした研修会の開催や地域ネットワーク会議、ケースへのアドバイス等を通じて、市町村との更なる連携と支援を推進。
- 相談対応技術の向上のため、県主催による市町村母子保健担当課職員を対象とした研修会を開催。

ウ 相談できる場の確保

- 児童虐待の相談窓口である、児童相談所及び市町村職員の相談対応技術のスキルアップを図るとともに、緊急時の「虐待ホットライン」や「すこやか妊娠ほっとライン」のより一層の周知。
- 教育庁と保健福祉部が連携し、児童生徒の発達段階に応じて、妊娠、出産及び避妊など性に関する正しい知識の習得が図られるよう努める。

③ 高齢者虐待事案

高齢者虐待事案について、前述の対策のほか、県民・民間団体等と連携した以下の取り組みを実施していく。

ア 民間データの活用等

- 高齢者虐待の要因分析等の結果報告を市町村等に広く周知し、関係者がこうした点にも配慮しながら、高齢者とその家族の見守りや、適切な支援が行われるよう啓発を実施。
また、医療機関等で把握したデータを集積し、高齢者権利擁護対策推進委員会において分析を加えて市町村等に情報を提供。

イ 市町村との連携の推進

- 高齢者を介護している家族を含む住民に対し、高齢者虐待や介護に関する情報や、地域の多くの関係者の関わり的重要性について一層の周知を図り、未然防止・早期発見に向けた地域の関係機関等によるネットワーク構築を促進。
- 虐待に関する相談等について、市町村が適切に対応できるよう情報共有を図るとともに、「高齢者虐待対応マニュアル」について、対応困難事例を追加掲載するなど内容の充実が図られるよう見直し。
- 技術的助言等の支援により、全市町村において地域包括支援センターにおける地域ケア会議や、地域ケアシステムにおける在宅ケアチームの活動を推進。

ウ 相談できる場の確保

- 高齢者虐待に係る市町村の相談窓口について、引き続き、県民等に広く周知するとともに、相談等に対応する職員の資質向上を図るため、法テラス等の専門機関の協力を得ながら、市町村職員等に対する研修内容を充実。

④ 子どものネット犯罪被害

子どものネット犯罪被害について、前述の対策のほか、県民・民間団体等と連携した以下の取り組みを実施していく。

ア 関係団体・事業者等との連携の拡大・強化

- メディア教育指導員に加え、携帯電話事業者やインターネット関連企業など幅広い事業者等と連携の拡大を図り、インターネットの負の側面やその対処方法を学ぶ機会を拡大。
- 携帯電話事業者等と連携し、トラブル防止等に関する相談窓口機能を強化するとともに、茨城県青少年安心・安全ネット利用促進連絡会との連携を強化し、簡便なフィルタリングなどの整備について国や関係者への働きかけを実施。

イ 新たな連携の構築

- 家電量販店等と新たに連携を図り、携帯電話等だけでなくゲーム機などインターネットに接続できる機器の販売の際にも、青少年やその保護者に対して、フィルタリングの利用方法等を説明する仕組みを構築。

ウ 学校における取り組みの拡大・強化

- 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）と連携し、EMAにおける実践事例等を参考とした指導方法の改善や教職員の指導力の向上を図るほか、教職員向け研修会等における講師を招へい。
- 安心ネットづくり促進協議会と連携し、小学校低学年に対する情報モラル教育の充実・強化を図るほか、児童生徒、保護者向けの講習会を開催。
- EMA及び安心ネットづくり促進協議会の協力を得ながら、ネット被害防止のための児童生徒・保護者向け及び地域住民向けのリーフレットを作成。
- 茨城メディア教育指導員連絡会との連携を強化し、青少年や保護者を対象としたインターネットの危険性等を伝える講習会を拡充。
- 茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会などの経済団体と連携し、安全な携帯電話及びインターネット利用に係る研修等への講師派遣などの学校への支援を実施。

⑤ DV事案

DVについて、前述の対策のほか、県民・民間団体等と連携した以下の取り組みを実施していく。

ア 市町村との連携の推進

- 市町村における専門性を有する相談員の養成と相談技術の向上を図るため、市町村の職員等を対象としたDVに関する専門研修や専門家を含めたケース検討会議を実施。
- 関係機関による情報交換，連絡調整により，共通理解とDV被害者支援の連携体制の強化を図るため，DV対策ネットワーク会議を開催。
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護，自立支援の充実に目的として，引き続き，市町村を対象としたDV対策市町村担当者会議を開催し，その中で市町村における「配偶者暴力相談支援センター」の設置等を含めた協議を実施。

イ 民間団体との連携の推進

- 「NPO法人ウィメンズネット『らいず』」や「一般社団法人ガールスカウト 茨城県連盟」等との連携による講演会や研修会の開催により，DV防止等の意識啓発を実施。
- 将来にわたるDV被害防止のため，若年層や保護者等に対するリーフレットやパンフレットの配布など，民間団体と連携したデートDVに関する予防啓発を実施。

ウ 県民への意識啓発の推進

- 広報誌「ハーモニー広場」や県ホームページ，ポスター・チラシの配布等による県民への意識啓発を実施。

エ 教育分野との連携

- DV防止のため，より良い人間関係づくりのための教育や相手の人格を尊重する教育の実施など，教育庁と保健福祉部が連携して他人を思いやる心の育成を推進。

⑥ ニセ電話詐欺

ア 広報啓発の推進

- 平成26年7月1日から「特殊詐欺」の呼び名を「ニセ電話詐欺」に統一し，よりわかり易い広報啓発を実施。
- ホームページ，ツイッター，防犯メール，テレビ，ラジオなど，多様な媒体により情報発信。
- コールセンターにより，一般家庭に対する注意喚起や金融機関に対する情報提供，犯行利用電話に対する警告を行うほか，主に高齢者に対し，警察官，防犯協会女性部，市民劇団などによる寸劇の開催により注意を喚起。

イ 金融機関・事業者等との連携

- 金融機関と連携し、被害防止と捜査活動への効果が期待される預（貯）金小切手を活用した被害防止対策を実施。
また、今後、客の年齢・払戻金額の基準により声かけについて強化。
- 電話通信事業者等と連携し、今後、迷惑電話防止サービス機器「迷惑電話チェッカー」を活用した実証実験を実施。
- 乳飲料販売会社（店）の販売員やデイサービス従業員における家庭訪問時の注意喚起など、幅広い事業者と連携した被害防止に係る注意喚起を実施。

(2) 防犯インフラ等の各種基盤整備

① 緊急配備支援システムの増強

- 交通の要所となる道路にカメラを設置し、走行中の自動車ナンバーを読み取り犯人の使用車両等のナンバーと照合する緊急配備支援システムを増強。

② 捜査支援資機材の整備強化

- 防犯カメラの映像を迅速に収集・抽出・鮮明化することを可能にする録画装置や画像解析機器などの捜査支援資機材について、整備を充実・強化。

③ 防犯カメラの設置促進

- 公共空間を撮影することを目的に設定されている街頭防犯カメラについて、自治体や民間事業者への働き掛け等により設置を促進。

④ 防犯性の高い建物部品・盗難防止機材の開発・普及の推進

- 企業と連携し、自動車盗難防止機材を開発。
- 住宅防犯診断やキャンペーンなどにおける、CPマーク表示の鍵、防犯ガラス、防犯フィルム、補助錠などの防犯性の高い建物部品の普及促進。
- カー用品店における、開発した盗難防止機材の普及キャンペーンの実施。
- 一般社団法人茨城県トラック協会や貨物自動車販売店等と連携した自動車盗難防止機材の導入の推奨・促進。

⑤ 警察職員の増員・適正配置等

ア 本県警察職員の定員数の状況等

- 本県の警察官の定員数は、平成12年度から比較すると、平成26年度では858人増員の4,747人となっているが、警察官一人当たりの業務負担は全国に比して多く、安全・安心な地域づくりに当たり、その解消が喫緊の課題となっている。

【 本県警察官の定員数の推移 】

(人)

年度	H12	H13	～	H22	H23	H24	H25	H26
警察官の定員数	3,889	4,069		4,680	4,697	4,725	4,747	4,747

【 平成 25 年中の警察官一人当たりの業務負担状況 】

	人口に対する割合		刑法犯認知件数に対する割合					
			全体		侵入盗のみ		自動車盗のみ	
	H25. 3. 31	全国順位	H25 中	全国順位	H25 中	全国順位	H25 中	全国順位
県	621 人	5 位	7.38 件	5 位	1.03 件	1 位	0.51 件	1 位
全国平均	501 人		5.23 件		0.43 件		0.09 件	

イ 本県警察職員に係る今後の方策

- 警察官の増員に関して、引き続き、定員数の基準となる政令改正について国に対して要望。
- 限られた人的資源の有効活用のため、犯罪発生状況、業務負担等に応じた適切な職員配置を推進。
- 女性が働きやすい職場環境づくりや女性警察官の職域の拡大等による女性の視点を一層反映した警察運営の推進。
- ニセ電話詐欺被害防止対策コールセンターやいばらき安全・安心防犯パトロール等への外部委託を活用した警察活動の補完。

(3) 県民が安全・安心を真に実感できるよう特に推進すべき取り組み

【 自動車盗に係るヤード等に対する規制の強化 】

① 関係法令の適正な運用

ア 自動車リサイクル法の運用による規制

- 自動車リサイクル法に基づき、以下の規制等を実施。
 - ・ 解体業者及び破砕業者に対する立入検査の実施による規制基準遵守の徹底
 - ・ 無許可業者に対する、作業の中止及び許可取得などの指導
 - ・ 電子マニフェストを利用した無許可解体自動車等の不適正輸出の防止

イ 都市計画法の運用による規制

- 都市計画法における開発許可が必要となる自動車リサイクル法の解体業者の施設について、技術的基準及び立地に関する基準の遵守を徹底。

ウ 古物営業法の運用による規制

- 古物営業法に基づく古物商の営業所、古物（中古自動車等）の保管場所への立入検査の実施により、盗難自動車等の発見やその売買等を防止。

② 関係法令による指導・取締りの強化

- 自動車盗を敢行している犯罪組織に対し、窃盗、盗品等保管のほか、覚せい剤取締法違反など各種法令を適用し、ヤードの搜索差押えを積極的に実施するとともに、被疑者の検挙を推進。
- 県警察と、東京入国管理局、県などの他機関との合同立入り等により自動車盗に係る指導・取締りを強化

③ 自動車盗捜査の強化

ア 組織体制等の強化

- 平成 26 年度の組織改編で、窃盗事件捜査を担当する捜査第三課員を増員し、体制を強化
- 自動車盗対策プロジェクトによる本部・警察署が一体となった組織的な捜査を推進。
- 合（共）同捜査の積極的な実施による広域的な捜査を推進。

イ 捜査支援

- 自動車盗の犯行手口，発生場所，時間帯など様々な情報を組み合わせて詳細に分析し，多角的な捜査を推進するほか，緊急配備支援システム，よう撃捜査支援装置など捜査資機材を拡充

ウ 科学捜査等

- 指紋検出，DNA型試料採取など高度な鑑識技能による現場鑑識を徹底するとともに，適正な科学捜査を推進。

先に述べたとおり、本県の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、侵入盗や自動車盗における犯罪率ワースト1位といった状況や、ニセ電話詐欺による被害額が昨年の実績で過去最高となっていること、さらには、女性や高齢者に関わる虐待やストーカー・DV等の犯罪の認知件数が増加しているなど、県民が、真に安全・安心を実感できるとは言い難い現状となっている。

特に、自動車盗の増加については、盗難に遭ったという精神的な被害とともに、今後の生活に重大な損害を与えることから、県民の体感治安に大きな影響を与えるものであり、これらに対する対策が急務である。

本委員会では、委員会のテーマである「生活に身近なところの防犯対策」について調査・検討を行ってきたところであり、県においては、現在も種々の施策が実施され、一定の効果が上がってきていると感じられるが、一方で、連日のように各地で起こっている身近な犯罪や、子ども、女性、高齢者等に関わる犯罪の状況を見ると、これらの犯罪をさらに抑止する強力な取り組みが必要であると考えられる。

このような状況を踏まえ、本委員会として、県民が、安全・安心を真に実感することができるようになり、未来輝くいばらきとなることを期待し、以下に係る提言を行うものである。

1 身近な犯罪（全般）に係る防犯対策のあり方

(1) 防犯メール等を活用した情報発信について

- 県民が、身近な犯罪等に関する情報をいち早く入手することができ、犯罪から身を守る一助となる「ひばりくん防犯メール」は、犯罪の抑止に効果的であることから、より一層の周知を図り、登録件数を向上させていく必要がある。
- 防犯メールの登録件数の向上に当たっては、防犯メールを登録した方がその周辺の方へ情報提供するなど、より多くの方へ伝わる情報発信のあり方を考えていくべきである。
- 防犯メールの登録については、県民の利便性を考慮しつつ、犯罪に悪用しようとする者へも配慮した方法とすべきである。
- 防犯メールについては、登録者に関する情報が漏洩しないよう、しっかりとした情報管理を行う必要がある。

(2) 防犯カメラ等の防犯インフラ整備について

- 防犯カメラは、侵入盗や自動車盗だけでなく、子どもの連れ去りや高齢者の徘徊など、身近に起こりうる種々の犯罪や危険等に対する予防や捜査、検挙等に有効であることから、通学路や幹線道路など主要な箇所幅広く設置し、各種犯罪の捜査・検挙等に活用していくべきであり、民間による設置と併せて、市町村における設置を促進

するほか、警察自らも設置するなど、設置のさらなる拡充を図るべきである。

また、設置拡充に当たっては、設置者の負担軽減を図るため、国に対し必要な財政支援等を働きかけるべきである。

- 防犯カメラの設置及び設置促進に当たっては、プライバシーの侵害に配慮しつつ、設置者が犯人と鉢合わせるといった事態などに対応した安全対策も併せて講じていくべきである。
- 防犯カメラのほか、犯罪者の検挙に極めて有効な緊急配備支援システムや捜査支援資機材等についても整備の増強を図るべきである。
また、緊急配備支援システムについては、犯罪捜査など県民の不安解消に資するよう、それにより認知した情報等の有効的な活用を図っていくべきである。

(3) 防犯ボランティアについて

- 安全な地域づくりには、警察だけでなく、地域単位で結成される防犯ボランティアの果たす役割は極めて大きいことから、防犯ボランティアの活性化や団体数、構成員数の向上を図るため、以下の取り組みを推進していくべきである。
 - ・ 団体数、構成員数が横ばいとなっている原因を分析し、構成員数等の向上のための対策を講じること
 - ・ 高齢者による良い取り組み事例を広く紹介するなどのボランティア団体の新規結成に対する情報発信
 - ・ 犯罪件数の減少数等を情報共有することなどによる構成員のモチベーションを向上するための施策
 - ・ 市町村横断的なボランティアネットワークの結成による広域的な連携に向けた支援

(4) 防犯パトロールについて

- 犯罪の種類等により犯罪の発生時間は異なることを踏まえ、深夜や朝方などの実施を含め、効果的な防犯パトロールを実施していくべきである。
- 地域の自警団等でも、青色回転灯を装着した車両等を活用しパトロールを行い、地域の安全確保に多大に貢献していることから、それらの活動に対し、地域のニーズに沿った支援を行っていくべきである。

(5) 防犯体制・役割について

- 防犯体制などの強化のため、警察官の増員について国に要望を行うとともに、犯罪の多い地域に警察職員を適切に配置していくべきである。
- 「地域の安全は地域で守る」といった意識のもと、地域住民全体の目で犯罪の防止が図れるよう、地域警察と市民とが密に連携してそれぞれの役割を全うしていくべきである。

2 侵入盗・自動車盗に係る防犯対策のあり方

(1) 侵入盗について

- 侵入盗の対策では、何よりも「鍵かけ」が大事であり、これを積極的に啓発していくべきである。
- 安全な町であることを印象づけていくことが窃盗犯の減少につながることから、侵入盗の広報・啓発を積極的に行っていくべきである。
なお、それらの広報・啓発に当たっては、商店やコンビニエンスストア、事務所等の協力を得た上で、ポスターなど目に見えるような方法での情報発信に力を注いでいくべきである。
さらに、それらの事業者と県警等の関係機関が連携して防犯対策を行っていくことが重要である。

(2) 自動車盗について

- 自動車盗の被害の防止に当たっては、「アンカー付き車輪止め」や「大型自動車用ハンドルロック」などの盗難防止機材のほか、盗難車の位置の把握・追跡が可能となる「GPS」の活用も効果的な対策の一つと考えられるため、これらの盗難防止機材の普及に向け、効果的な啓発を行っていくべきである。
また、防犯カメラについても、他の犯罪と同様、自動車盗にも有効であるため、国への支援要望を含め、設置推進・拡充を図っていくべきである。
- 自動車盗に対しては、本県でも実施されている電子マニフェストを利用した不正輸出防止対策が効果的であり、積極的に活用していくべきである。
また、盗難にあった車の車種等の情報を発信するなどの取り組みも積極的に実施していくべきである。
- 自動車盗の対策に当たっては、警察だけでなく生活環境部や土木部などの所管部局が連携し、情報を共有しながら犯罪摘発に結びつける必要があることから、今後、連携を一層強化して対応していくべきである。
- 自動車盗については、建設・農業関連の特殊車両も盗難の被害に遭っていることを踏まえ、これらの業界においても自ら適切な予防対策が講じられるよう、関連団体に対し、必要な支援、指導を県から行っていくべきである。

3 児童・高齢者虐待事案に係る防犯対策のあり方

(1) 県民・民間団体との連携について

- 虐待の早期発見・未然防止，虐待発覚時における一時保護等の措置が適切に行えるよう，民間データ等の有用な情報を効果的に活用していくべきである。
- 虐待は，被害者が言いづらい，発見が難しいといった課題もあることから，民間データ等の情報を関係機関が共有し，連携を図りながら適切に被害者に手をさしのべていくことが必要である。

(2) 市町村との連携について

- 児童虐待の窓口となる市町村に対し，県から必要な情報をきめ細かく発信して啓発を図るほか，市町村職員のニーズに沿った支援を行っていくべきである。
- 市町村で設置されている「市町村要保護児童対策地域協議会」は，市町村，学校，医療機関等の関係機関間の連携が図られる重要な会議であることから，開催に係る市町村の負担軽減が図られ，開催がより促進されるよう，県から必要な働きかけ，支援を行っていくべきである。

(3) その他の虐待防止対策について

- 児童虐待防止の観点から，妊産婦が一人で不安等を抱え込むことがないように，安心して相談できる窓口を十分に確保していく必要がある。
また，そのような窓口についての情報を積極的に広報し，周知徹底を図る必要がある。
- 中学校や高等学校等においては，「命の大切さ」，「思いやる心」といった観点も含めた教育や性に関する指導を充実させるべきである。

4 子どものネット犯罪被害に係る防犯対策のあり方

(1) フィルタリングの利用促進について

- 子どものネット犯罪被害の防止には、フィルタリングの利用が極めて効果的である。このため、これまでの取り組みに加え、保護者、ゲーム機器等の開発者・販売者及び国の協力を得ながら、フィルタリングの利用促進のため、以下の取り組みを実施していくべきである。
 - ① 保護者に対し、ゲーム機や音楽プレイヤーなどを含めたインターネット接続可能機器の危険性やその回避方法（フィルタリング）等を周知徹底
 - ② インターネット接続可能機器の販売時における、販売者から保護者に対しての注意喚起の実施やフィルタリングに関する規制強化
 - ③ 国に対する以下の内容についての要望・働きかけ
 - ・ 保護者が、安易にフィルタリングを解除できないようにするなどの法改正等の必要な措置を講ずること
 - ・ インターネット接続可能機器について、原則、フィルタリングが設定されている状態で販売されるよう、開発業者等に働きかけること
 - ・ 子どもたちが安心して使える無料通話等のソフトの開発について、開発業者等に働きかけること

(2) 学校（教育）における取り組みについて

- 携帯電話の取扱いについて、「持参しない」、「持参した場合には教職員に預ける」、「学校内や登下校中は原則使用しない」など、小学校、中学校、高等学校等が、それぞれで独自のルールを設定していくべきである。
- 子どもだけでなく、教職員、保護者等が、携帯電話等の取扱い、危険性等について理解しておく必要があることから、メディア教育指導員やPTA団体等の協力を得ながら、大人と子どもと一緒に学べるような講習会等を開催していくべきである。

(3) ルール・環境づくり等について

- 子どものネット利用、携帯電話の保有に当たっては、地域や家族間でのルール作りが重要であることから、それらのルールづくりを推進するため、他の地域における模範となるようなルールや取り組みなどの事例について、積極的に情報発信していく必要がある。

また、例えば、携帯電話等のインターネット接続可能機器は時間を制限して使用させるといった独自の取り組みを推進していくべきである。
- 全学校において講習会を開催するなど、携帯電話やスマートフォンの使用にあたって、保護者や子どもが、その危険性を十分理解した上で使用できる環境づくりを推進していくべきである。

5 ストーカー・DV事案に係る防犯対策のあり方

(1) 医療機関等との連携について

- DVについて、あらゆる相談に対応し、それを支援していくためには、警察や弁護士等の専門的な関係機関が連携した総合的な相談窓口の設置が急務であることから、そのような相談窓口の設置について、早急に対応していく必要がある。

また、DVは、身近なところで相談できる環境が非常に重要であるが、県内市町村において、DV防止法で設置が努力義務とされている「配偶者暴力相談支援センター」が設置されているのは古河市のみであるなど、身近に相談できる体制が十分に整っているとは言いがたいことから、市町村ごとにそのような相談窓口が設置されるよう、県として必要な支援を行っていくべきである。

なお、このような相談窓口については、広く周知され、誰にでもわかるような状況となっていることが重要であることから、相談窓口に係る広報・啓発についても、さらに力を入れて取り組んでいくべきである。

- DVの被害者は、様々な症状で病院等の医療機関を受診することが多いことから、早期発見や被害の拡大防止等のため、県と警察は病院と連携し、研修を実施するなどにより、通報・通告が適切に行われる体制や安心して被害者をサポートできる体制を強化していくべきである。
- ストーカーやDVなどの犯罪は、「心の病」も発生要因の一つとして考えられるところもあり、医療機関との連携が非常に重要であることから、カウンセリングの実施など、医療機関と連携した加害者への対策を実施していくべきである。

(2) 学校（教育）における取り組みについて

- ストーカーやDV被害防止のため、社会人になる前の中学校、高等学校の段階で、「人と人との関わり方」、「他人を思いやる心」、「暴力やストーカー行為等の犯罪性、残虐性」などの基本的な内容を教育に取り入れていくべきである。
- ストーカーやDVは、幼少期から家庭教育や学校教育等の中で、教職員、保護者、子どもが一緒になって考えていくことが必要であり、保護者等に対しては、必要な情報を提供するなどにより意識啓発を図っていくべきである。

6 ニセ電話詐欺に係る防犯対策のあり方

(1) 被害防止対策について

- ニセ電話詐欺の対策として、「不審に気づく」、「ストレスを抱えながら電話対応する」といったシミュレーション的な訓練を反復して行っていくことが重要であり、警察や教育機関、研究者などが連携して、そのような訓練を高齢者等に対し実践していくべきである。
- ニセ電話詐欺の訓練の実施に当たっては、訓練をして欲しい方に積極的に参加してもらえるよう、例えば、「カルタ」や「百人一首」などのゲーム感覚で研修できるような内容を盛り込むなど、誰でも参加しやすい訓練を実施していくべきである。
- 迷惑電話チェッカーによる対策は、ニセ電話に引かかる訓練を受けていない方々などには非常に有効であると考えられるため、実証実験の状況等を踏まえ、当該機器の普及を図っていくべきである。
また、電話機に録音機能を設定し、電話がかかってきた際には、録音する旨相手に伝えるだけでもニセ電話詐欺の対策として非常に有効であるため、そのような取り組みの普及も、併せて行っていくべきである。
- ニセ電話詐欺について、法的な保護の体制、権利・義務の関係などについて、教育の中にも取り入れていくべきである。
- コールセンターは、犯行手口や被害防止対策を個別・具体的に説明し、また、予兆電話の情報に基づいて金融機関へタイムリーな情報提供をするなど、被害の未然防止に非常に有効であるため、本事業については継続して実施するべきである。

(2) 検挙・加害者対策について

- ニセ電話詐欺等は「検挙が最大の防御」であり、今後も、更に検挙に力をいれていくことが重要である。
- ニセ電話詐欺の対策として、「だまされた振り作戦」は非常に有効であることから、今後も継続して実施していくべきである。
なお、「だまされた振り作戦」について、民間の方々に協力をいただきながら行う場合には、ご協力いただく方々に身体的な身の危険が及ばないよう配慮するとともに、精神的な面においても負担や影響を及ぼさないよう、心身共に配慮した安全な方法により実施する必要がある。

(3) 広報・啓発について

- ニセ電話詐欺の広報に当たっては、住民に安心してもらえるよう、発生時だけでなく、事件が解決した後なども、その後の対応状況等について情報を提供していく必要がある。
- ニセ電話詐欺の啓発について、一部の警察署で実施されている敬老会向けの寸劇は大変素晴らしい取り組みであるため、このような活動を拡大し、敬老会などの場で、高齢者に対し積極的に未然防止の啓発を行っていくべきである。
- ニセ電話詐欺は、被害者である「騙された方」も悪いという偏見などにより、地域社会におけるニセ電話詐欺に対する訓練などの必要な取り組みが阻害されているといった状況もあることから、誰でも被害に遭う可能性があるということをもっと啓発していくべきである。
- ニセ電話詐欺の啓発に当たっては、誰もが、「もう二度と被害に遭わない」と思うことのできる、わかりやすい表現でのキャッチフレーズ等を県として考えていくべきである。

7 県民が安全・安心を真に実感できるよう特に推進すべき取り組みについて

【 盗難自動車（建設・農業用車両等の特殊自動車を含む）に係るヤード対策 】

- 建設・農業用車両等の特殊自動車を含む盗難自動車は、ヤードや工場等で解体されることが多いことから、イモビライザーなどの自動車盗難防止機材の普及と合わせて、ヤードに対しても必要な対策を講じていくべきである。
また、倒産などにより放置されている廃工場等についても、例えば、用途の変更手続き等において一定の規制を行う、あるいは、条例の制定により新たな対策を行うなど、その場所が盗難自動車の解体場所とならないような必要な措置を講じていくべきである。
- 周辺住民の安全・安心を担保するためには、ヤードの中でどのような作業を行っているか外から見えるような状態となっていることが重要であり、例えば、囲いの1メートル以上の高さの部分は周りから見えるようにするなどの県独自の規制を実施していく必要がある。
また、保管場所などでタイヤなどが燃える事例もあることから、保管物の積上げの高さなどの保管方法についても規制を行っていく必要がある。
- ヤードについて、油の流出を防止するための排水対策、処理装置の設置など、環境面にも配慮した規制も行っていく必要がある。
- 既存の法令等で立入検査を実施できないヤードについては、独自の規制条例の制定などにより、立入検査を実施できるよう対策していくべきである。

(統括)

- ヤードについては、自動車盗における犯罪率ワースト1からの脱却を図るため、先に述べたような、ヤードに係る「囲い」、「保管方法」、「環境対策」、「立入検査」などの規制を強化していく必要があるが、既存の法令等による対策だけでは十分な対応が難しいことから、既存の法令等による対策の強化に加え、それらで対応できない部分については、県独自の規制条例を制定し、ヤードに対する規制を強化していくべきである。
なお、ヤード対策の実施に当たっては、千葉県におけるヤード規制条例制定の動向や、近隣自治体におけるヤードに関する取り組み状況等を踏まえ、近隣自治体等と連携を図るとともに、国に対しても必要な働きかけを行うなど、広域的な連携による対策を講じる必要がある。

8 身近な犯罪等に係る防犯対策のあり方についての付帯意見

これまで、窃盗、虐待、子どものネット犯罪、ストーカー・DV事案、ニセ電話詐欺に係る防犯対策のあり方について意見を述べてきたが、委員会の中では、これ以外にも、性犯罪被害、危険ドラッグ、認知症高齢者等への対策についても意見が示されたところである。

また、犯罪抑止に大きな影響をもつ、各種犯罪に係る「刑罰」や「量刑」のあり方についても活発な議論が交わされてきたところであり、これらの意見についても、本委員会の付帯意見として付記することとしたい。

【 刑罰・量刑について 】

- 本委員会では、様々な犯罪に対する防犯対策のあり方を調査・検討してきたが、前にも述べたとおり、犯罪の抑止においては「検挙が最大の防御」であると考えられる。

しかしながら、裁判の結果によっては、刑の執行期間が短くなり再犯を起こすといった懸念もあることから、「適正な量刑」や量刑の判断の前提となる「罰則」の強化が強くとめられているところである。

警察庁のストーカー対策の在り方を議論してきた有識者検討会においても、本年8月に、ストーカー規制法の見直しを柱とする報告の中で「罰則の強化」が盛り込まれたところであり、県においても、本委員会における議論を踏まえ、窃盗、詐欺、虐待に係る犯罪や性犯罪等の罰則の強化について、関係機関への要望などの必要な働きかけを行っていくべきである。

【 性犯罪被害への対応について 】

- 性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与えるものであることから、被害者等がより相談しやすくなるよう、ワンストップ支援センターのような総合的な相談窓口の設置など、相談体制の更なる強化を図っていくべきである。

【 危険ドラッグについて 】

- 近年、危険ドラッグの乱用が若い世代を中心に急速に広まっており、それに起因する健康被害や事件事故等が深刻な社会問題となっている。

県民が安全・安心を真に実感するためには、これら危険ドラッグの撲滅が不可欠であり、国、県、警察が連携して取締りを強化するとともに、危険ドラッグの違法性や危険性について広く県民に啓発していくことが急務である。

県においては、国の動向を注視しつつ、これまでの薬物乱用防止対策に加えて、関係機関との連携を図り、危険ドラッグに対する取締りと若い世代への啓発を一層強化すべきである。

【 認知症による徘徊・児童連れ去りについて 】

- 認知症の方の徘徊については、県における行方不明者が過去3年間で300人を超え、その約1割が亡くなられた、あるいは行方不明のままであるといった状況であることを踏まえ、これらの対策として、一部の市町村で実施している「GPS機器の貸出し」などの取り組みを積極的に活用した地域の体制づくりを行っていくべきである。

また、児童の連れ去り、誘拐などの事件に対しても、認知症の方の徘徊と同様、このような取り組みが有効であると考えられるため、今後、実施していくべきである。

【 防犯カメラ等について 】

- 以上、身近な犯罪等に係る防犯対策のあり方についての付帯意見を述べてきたが、先にも述べたとおり、防犯カメラの設置による犯罪抑止や、緊急配備支援システム等を活用した捜査等による取締り・検挙が、今まで述べてきた各種犯罪に対する抑止対策として極めて有効であると考えられる。

については、防犯カメラについて、民間や市町村における設置をさらに促進するとともに、県自らが積極的に設置するなどにより、県全体での設置が拡充されるよう、また、それらを適正に管理できる体制についても併せて整備するよう、最後に提言する。

おわりに

本委員会は、8ヶ月間という短い期間で審議を行った。

県執行部におかれては、この短期間の中で、本県の治安情勢や身近な犯罪の認知状況等、生活に身近な犯罪等に係る防犯対策の現状など、広範囲にわたり、身近な犯罪等に係る現状や課題、今後の対応などの資料の提出や説明をいただき、ここに感謝申し上げます。

しかしながら、この間にも、窃盗被害や虐待事件、ニセ電話詐欺など、身近な犯罪等に係る事件は多発しており、未だ、「県民が安全・安心を真に実感する」には至っていない状況である。

警察等では、各種犯罪に対し、検挙や防止対策、県民等への広報・啓発の実施など、多岐にわたる対策を行っており、認知件数の減少などからも一定の成果があがっていると認められるが、このように犯罪が連日のように発生している状況を考えると、「県民が安全・安心を真に実感する」ためには、対策の一層の強化・充実が不可欠である。

本委員会は、このような問題に対応するため、平成26年4月24日の第1回委員会から8回にわたって委員会を開催し、鋭意、調査審議を進め、ここに提言したところである。

提言については、身近な犯罪等に係る防犯対策のあり方について取りまとめるとともに、「自動車盗に係るヤード対策」を特に推進すべき取り組みとして位置づけ、ヤード条例の制定など、自動車盗における犯罪率全国ワースト1位からの脱却に向け、必要な規制強化等を行うよう提言したところである。

さらに、最近問題となっている「危険ドラッグ」や「認知症による徘徊」、「児童の連れ去り」のほか、「罰則等の強化」や「性犯罪被害」についても、付帯意見として盛り込んだところである。

執行部においては、本委員会の提言を真摯に受け止め、関係部局が連携して対応するとともに、県民や民間団体、関係機関等とも連携を図りながら、「県民が安全・安心を真に実感できる地域」の実現に向け、自動車盗やニセ電話詐欺などの身近な犯罪等に係る防犯対策について、早急、かつ、適切に取り組まれることを強く望むものである。

以上、申し添えて、本委員会の報告とする。

※ 本報告書で使用した全国の刑法犯認知件数は、警察庁の統計資料による（平成26年3月末公表分まで）。

参 考 資 料

1	調査に当たった委員	48
2	活動経過	49
3	包括罪種別の刑法犯認知件数の推移	50
4	茨城県安全なまちづくり条例に基づく広報・啓発等について	51
5	電子マニフェストを利用した解体自動車等の不適正輸出対策	54
6	市町村における児童虐待の予防	55
7	茨城県要保護児童対策地域協議会の概要	56
8	高齢者虐待防止に向けたパンフレット	57
9	フィルタリングの啓発チラシ	61

1 調査に当たった委員（平成26年3月20日～平成26年11月14日）

委員長 白田 信夫

副委員長 石田 進

（ 委員 石川 多聞 ） ※

委員 葉梨 衛

委員 小川 一成

委員 川津 隆

委員 本澤 徹

委員 石井 邦一

委員 神達 岳志

委員 宮崎 勇

委員 鈴木 将

委員 設楽 詠美子

委員 飯田 智男

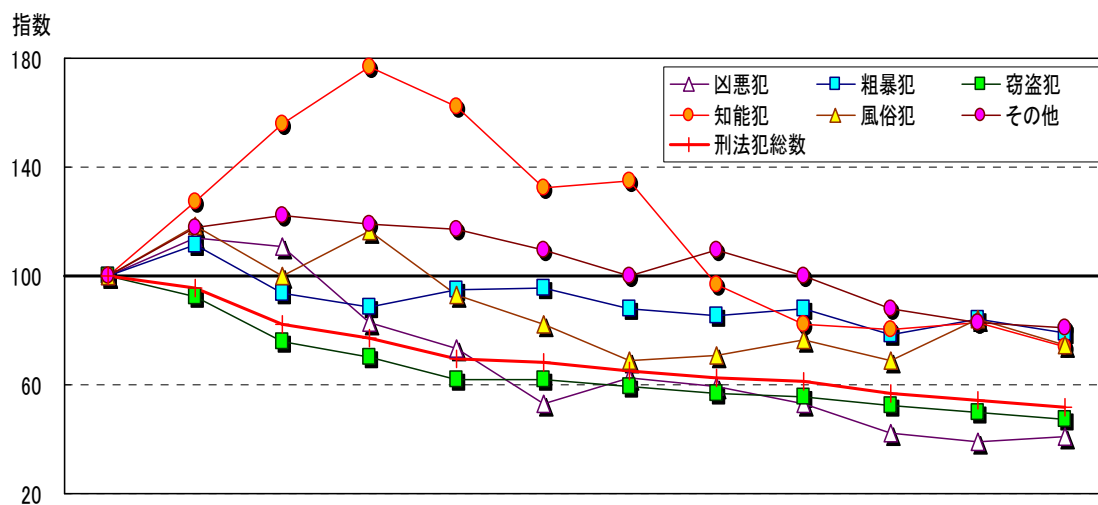
委員 高崎 進

※ 石川多聞委員 平成26年3月20日から平成26年8月12日まで
委員として在任

2 活動経過（平成26年第4回定例会まで）

時 期		審 議 事 項 等
1	4月24日（木）	○調査方針及び活動計画の決定 ○本県の治安情勢（全体総論） ○身近な犯罪の状況 ・侵入盗の現状と対策 ・自動車盗の現状と対策
2	5月16日（金）	○子ども、女性、高齢者に係る犯罪の状況 ・児童・高齢者虐待事案の現状と対策 ・子どものネット犯罪被害の現状と対策 ・ストーカー・DV事案の現状と対策 ・ニセ電話詐欺の現状と対策
3	6月16日（月） （定例会中）	○参考人意見聴取 「ある日突然最愛の娘を奪われて」 ・秋田看護福祉大学 教授 山内 久子 氏 「犯罪被害者等への支援について」 ・常磐大学副学長 富田 信穂 氏 「子どもを取り巻くインターネット環境の現状」 ・古河市教育委員会委員長 堤 千賀子 氏 「子ども虐待の実際と予防」 ・筑波大学 人間系長 宮本 信也 氏 ○活動計画の変更決定
4	6月27日（金）	○参考人意見聴取 「特殊詐欺の対策についての提言」 ・立正大学心理学部対人・社会心理学科 教授 西田 公昭 氏 「車両盗難防止装置：貨物車」 ・いすゞ自動車（株） 電装制御開発部 電装設計第八グループ シニアスタッフ 雨海 正勝 氏
5	7月28日（月）	○県民・民間団体等との連携のあり方 ○防犯インフラ等の各種基盤整備のあり方 ○県民が安全・安心を真に実感できるよう特に推進すべき取り組み ○生活に身近なところの防犯対策などのあり方
6	8月26日（火）	○報告書（提言）骨子案の協議
7	9月22日（月） （定例会中）	○報告書案の協議
	9月25日（木）	○第3回定例会 本会議中間報告
8	11月11日（火） （定例会中）	○報告書の決定
	11月14日（金）	○第4回定例会 本会議報告

3 包括罪種別の刑法犯認知件数の推移



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26.3月末	前年比
刑法犯総数	67,672	64,844	55,633	52,266	47,183	46,087	43,885	42,491	41,312	38,447	36,873	35,055	7,041	-838
指数	100.0	95.8	82.2	77.2	69.7	68.1	64.8	62.8	61.0	56.8	54.5	51.8	増減率	-10.6%
凶悪犯	359	409	397	297	263	190	224	212	191	152	140	147	33	-5
指数	100.0	113.9	110.6	82.7	73.3	52.9	62.4	59.1	53.2	42.3	39.0	40.9	増減率	-13.2%
粗暴犯	1,594	1,778	1,488	1,415	1,508	1,521	1,401	1,358	1,402	1,254	1,342	1,259	300	43
指数	100.0	111.5	93.4	88.8	94.6	95.4	87.9	85.2	88.0	78.7	84.2	79.0	増減率	16.7%
窃盗犯	58,157	53,646	44,158	40,866	36,082	35,880	34,359	32,900	32,440	30,517	29,146	27,623	5,411	-784
指数	100.0	92.2	75.9	70.3	62.0	61.7	59.1	56.6	55.8	52.5	50.1	47.5	増減率	-12.7%
知能犯	1,209	1,541	1,887	2,134	1,963	1,597	1,635	1,170	996	969	998	897	216	2
指数	100.0	127.5	156.1	176.5	162.4	132.1	135.2	96.8	82.4	80.1	82.5	74.2	増減率	0.9%
風俗犯	263	312	263	307	244	216	181	186	201	181	221	196	40	±0
指数	100.0	118.6	100.0	116.7	92.8	82.1	68.8	70.7	76.4	68.8	84.0	74.5	増減率	-
その他	6,090	7,158	7,440	7,247	7,123	6,683	6,085	6,665	6,082	5,374	5,026	4,933	1,041	-94
指数	100.0	117.5	122.2	119.0	117.0	109.7	99.9	109.4	99.9	88.2	82.5	81.0	増減率	-8.3%

4 茨城県安全なまちづくり条例に基づく広報・啓発等について

「茨城県安全なまちづくり条例（平成15年条例第16号）」（概要：別添1）に基づき、関係団体で構成する「茨城県安全なまちづくり推進会議（会長：知事，47団体）」（概要：別添2）を母体に、防犯意識の普及・浸透に向けた全県的な広報啓発活動を実施。

《各季の防犯運動》

- 県民一人ひとりが犯罪を防止する意識を高め、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めることを基本に、「鍵かけの徹底」等を運動の重点の1つに掲げ、家や門扉の施錠などの広報啓発活動を実施
 - （期間を定めて行う運動）
春の地域安全運動，夏季における犯罪抑止活動，
全国地域安全活動，年末における犯罪抑止活動
 - （期日を定めて行う運動）
「ロックの日」街頭キャンペーン，安全なまちづくりキャンペーン
- 主な活動
 - ・街頭キャンペーンによるチラシや啓発品の配布，被害防止の呼びかけ
 - ・ラジオ広報の実施
 - ・青色防犯パトロール講習会の実施
 - ・防犯ポスターコンクールの実施
 - ・地域安全活動に功労のあった団体等の表彰

《構成団体における主な取組》

- ・会員企業の営業車，マイカー等への防犯ステッカー貼付
- ・防犯カメラの整備
- ・自主防犯ボランティア団体への啓発品等提供
- ・パトロール用品・防犯グッズの斡旋販売
- ・啓発ポスター掲出 など

茨城県安全なまちづくり条例の概要

〔施行日〕

平成15年4月1日（平成15年茨城県条例第16号）

〔内容（侵入盗・自動車盗に関係する部分の抜粋）〕

○ 条例の目的（第1条）

この条例は、本県における犯罪の発生状況にかんがみ、安全なまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、県と市町村、事業者及び県民との連携及び協力の下に推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項等を定めるとともに、犯罪の防止のために必要な規制を定め、もって県民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

○ 県、事業者及び県民の責務（第2条～第4条）

- ・ 県の責務・・・総合的な施策の策定と実施
- ・ 事業者の責務・・・適切な防犯措置と県の施策への協力
- ・ 県民の責務・・・自らの安全確保と県の施策への協力

○ 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及（第12条）

- ・ 自動車等の販売業者による犯罪の防止に配慮した自動車等の普及

○ 連携協力体制の整備（第16条）

- ・ 安全なまちづくりを推進するため、県、市町村、事業者及び県民の連携協力体制を整備（茨城県安全なまちづくり推進会議）

○ 犯罪の防止のための必要な規制等（H15.7.1 施行）（第18条、第19条）

- ・ ピッキング等に使用される器具の有償譲渡及び使用方法の教授を禁止（10万円以下の罰金）
- ・ 自動車又は自動車内の財物を窃取する目的で自動車の合い鍵、かね尺、差し金等の器具携帯を禁止（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- ・ いわゆるイモビカッター等自動車の原動機を始動させるために使用されるような機器を窃盗目的で所持、製造、譲渡及び譲渡目的で製造することを禁止（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金） ※H26.7.1 施行

茨城県安全なまちづくり推進会議について

1 目的

茨城県安全なまちづくり条例第16条の趣旨を踏まえ、県、市町村、事業者及び県民との連携・協力体制を整備するとともに、総合的な防犯活動を全県的に展開することにより、県民が安心して暮らすことができる犯罪のない安全な社会の実現に資する。

2 設置

平成15年7月1日

3 構成 (47 団体)

【県・市町村】

茨城県
茨城県議会
茨城県教育委員会
茨城県警察本部
茨城県市長会
茨城県町村会

【事業者団体】

(一社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会
茨城県農業協同組合中央会
茨城県商工会議所連合会
茨城県商工会連合会
茨城県駐車場協会
(社)茨城県建築士会
(社)茨城県建築士事務所協会
茨城県コンビニエンスストア防犯協議会
茨城県ロックセキュリティ協働組合茨城支部
茨城県自動車盗難等防止対策協議会
茨城県石油商業組合
(社)茨城県警備業協会
(一社)茨城県高圧ガス保安協会
(一社)茨城県銀行協会
茨城県信用金庫協会
茨城県信用組合協会

【民間団体】

茨城県学校長会
茨城県高等学校長協会
茨城県私学協会
(社)茨城県専修学校各種学校連合会
(一社)茨城県私立幼稚園連合会
茨城県高等学校PTA連合会
茨城県PTA連絡協議会
茨城県特別支援学校PTA連絡協議会
(社福)茨城県社会福祉協議会
(公財)茨城県老人クラブ連合会
茨城県自治会連合会
茨城県子ども会育成連合会
(公社)いばらき被害者支援センター
茨城県地域女性団体連絡会
茨城県交通安全母の会連合会
(公財)茨城県防犯協会
(株)茨城新聞社
(株)茨城放送
(社)茨城県青少年育成協会
茨城県青年団体連盟
(社)日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会
大好き いばらき 県民会議
日本労働組合総連合会茨城県連合会
(公財)茨城県暴力追放推進センター

4 事業内容

- ・安全なまちづくりのための総合的な活動について、計画を定め推進すること
- ・安全なまちづくりに関する情報を収集すること
- ・安全なまちづくりに関する情報を交換し、相互の連絡調整を図ること
- ・その他目的を達成するために必要な事業

5 電子マニフェストを利用した解体自動車等の不適正輸出対策

(1) 制度開始の趣旨

本県では、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、自動車解体業者への立入検査等を通じて規制基準等の遵守を図ってきたところであるが、一部に自動車リサイクル法による自動車解体業の許可を得ないまま自動車の解体を行っていた例が確認されている。また、盗まれた自動車が外国へ不正に輸出されている事例も発生している。

このようなことから、自動車の無許可解体や不正輸出を防止するため、解体自動車の輸出申告時に、自動車リサイクル法による電子マニフェストの写し（電子マニフェスト画面印刷物）の提出を求めることとしたものである。

なお、このような取組は、全国的には、新潟県（平成18年12月開始）と小樽市（平成20年7月開始）に次いで、本県が3番目に実施したものである。

(2) 制度の概要

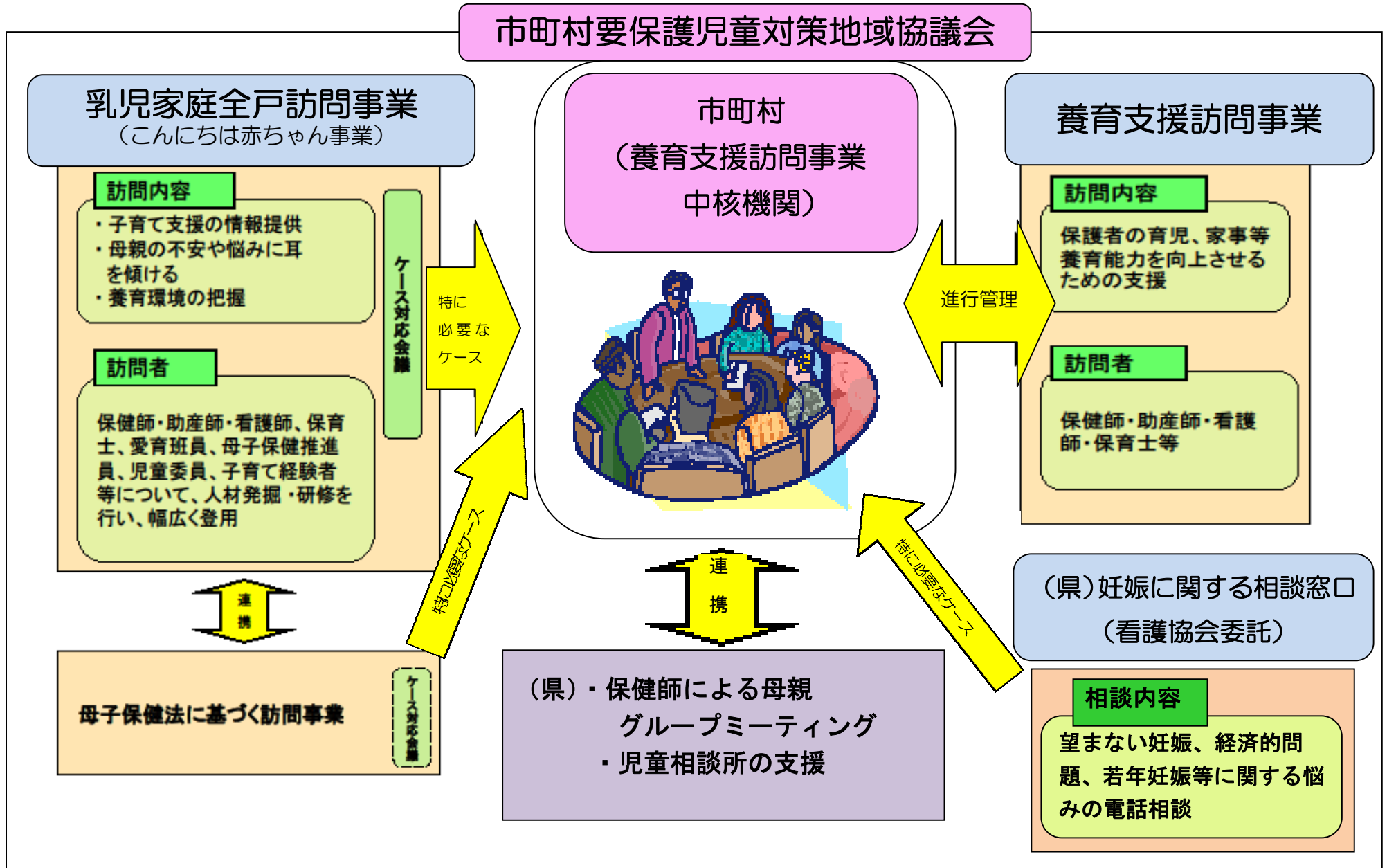
解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして、当該解体自動車を茨城県内の税関支署・出張所（横浜税関鹿島税関支署，同支署日立出張所，同支署つくば出張所）に申告して輸出しようとする場合，当該税関に自動車リサイクル法による電子マニフェストの写しを提出してもらうこととした。

当該税関に電子マニフェスト写しの提出がない場合や盗難車であることが確認された場合，県警察本部や税関，環境省関東地方環境事務所，当課等の関係機関が連携の上，必要な措置をとることとした。

(3) 制度の開始時期

平成26年2月1日

市町村における児童虐待の予防（母子保健を中心とした取り組み）



7 茨城県要保護児童対策地域協議会の概要

茨城県要保護児童対策地域協議会

- 設置根拠 児童福祉法第25条の2第1項
- 設置時期 平成24年2月20日
- 調整機関 県保健福祉部子ども家庭課
- 審議事項
 - ①要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関すること。
 - ②要保護児童等に対する支援の内容に関すること。
 - ③県内市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援等に関すること。
 - ④要保護児童等の対策を推進するための広報・普及啓発に関すること。
 - ⑤要保護児童等の対策の推進に関する広域的な連携の課題等に関すること。
 - ⑥その他要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関し必要な事項に関すること。

＜構成員＞

県	…	※会長：保健福祉部長	
		保健福祉部	福祉指導課，障害福祉課，子ども家庭課，福祉相談センター，土浦児童相談所，筑西児童相談所，精神保健福祉センター，保健所長会の代表
		総務部	総務課私学振興室
		病院局	経営管理課
		教育庁	義務教育課，高校教育課
		警察本部	少年課
市町村	…	各児童相談所から推薦された管内市町村児童福祉主管課	
国	…	水戸地方法務局	
福祉関係	…	茨城県社会福祉協議会，茨城県民生委員児童委員協議会，茨城県児童福祉施設協議会，茨城県里親連合会，茨城県保育協議会，茨城県家庭相談員連絡協議会	
医療関係	…	茨城県医師会，茨城県歯科医師会，茨城県看護協会	
保健関係	…	茨城県臨床心理士会	
教育関係	…	茨城県学校長会，茨城県高等学校長協会，茨城県幼稚園連合会，茨城県私立幼稚園連合会，茨城県PTA連絡協議会	
司法関係	…	茨城県弁護士会，日本司法支援センター茨城地方事務所，茨城県人権擁護委員連合会	
その他	…	NPO法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい	

代表者会議

- 関係機関等の円滑な連携の確保，専門部会及び地域ネットワーク会議の円滑な運営と要保護児童等の対策全般の環境整備
 - ・要保護児童等の対策全般についての情報交換 →現状と対策，国の動向
 - ・要保護児童等の支援に関するあり方及び方向性の検討 →実施方針の策定，各機関の現状と活動報告
 - ・要保護児童等の早期発見，適切な保護に関する広報・普及啓発活動の推進 →11月の児童虐待防止推進月間の取り組み推進
 - ・要保護児童等の対策に関する広域的な課題検討と関係機関との連携の推進 →各部会等で出された連携課題の検討

専門部会合同会議

保健・医療部会

- 要保護児童対策に係る福祉と医療部門の連携会議（連携システムの構築）
- ・協力基幹病院（9ヶ所），各児童相談所等の連携協力
- ・虐待通告に関する取扱いガイドラインの改訂等
- ・事例検討

教育部会

- 要保護児童対策に係る福祉と教育部門の連携会議（保健福祉部と教育庁との連携組織）
- ・児童虐待の現状等についての情報交換
- ・検討を要する課題等についての意見交換

警察部会

- 要保護児童対策に係る福祉と警察部門の連携会議（保健福祉部と警察との連携組織）
- ・虐待事例に係る情報共有
- ・個別事案に関する意見交換
- ・連携課題に関する協議

地域ネットワーク会議

- 各児童相談所（3児相2分室）と管轄市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関との連携会議
- ・市町村要保護児童対策地域協議会間の情報交換・事例検討
- ・要保護児童等の適切な支援，関係機関の連携に資する研修

分科会

- 各児童相談所職員と管内警察署生活安全課職員との情報交換

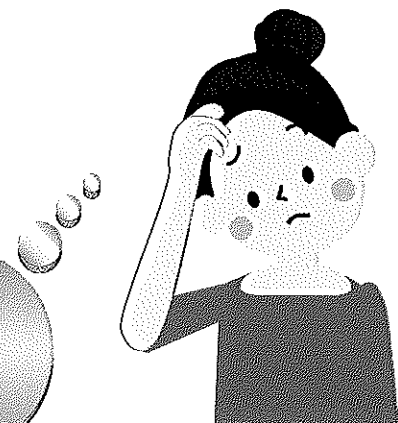
- 56 -

8 高齢者虐待防止に向けたパンフレット

みんなで防ごう 高齢者虐待



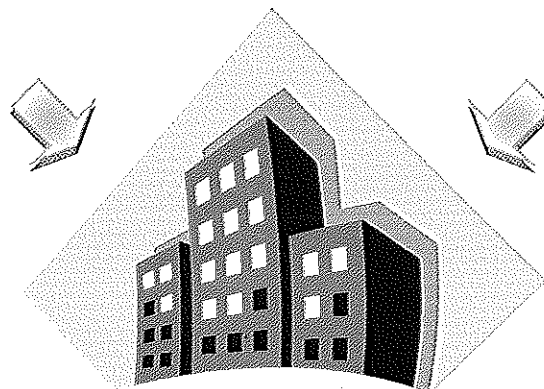
- ・家族の暴力に耐えられない。
- ・最近、家族が話をしてくれない。
- ・年金を勝手に使われてしまう。



- ・介護の負担があまりに重い。
耐えられなくなりそう…
- ・家族が両親に虐待をしているみたい…

「虐待を受けている
のだけれど…」

「このままでは
虐待になって
しまうかも…」



一人で悩まないで
早めに **市町村**

または **地域包括支援センター**

にご相談ください！

※相談した方に関する情報は守られます。



「虐待かもしれない…」と思ったら



地域住民

- ・最近、近所のおばあさんを見かけないけど、
どうしたんだろう？
- ・郵便受けが新聞や手紙で一杯に
なっているけれど…

介護従事者

- ・年金があるはずなのに、
お金を全然持っていない
ようなのはなぜ？
- ・利用者さんが急にやせてきた。
不審なあざもある。



茨城県

このような行為は高齢者虐待にあたります

○高齢者虐待は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。

気づかないまま、不適切な対応になっていませんか？

○高齢者に関わる身近な人が、虐待を疑わせるサインを見逃さず、何か気づいたら市町村または地域包括支援センターにご相談ください。

高齢者が発するサインの例

● 身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る
- ベッドに縛りつける
- 無理やり食事を口に入れる
- 外から鍵をかけて閉じ込める など



- あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
- 急におびえたり怖がったりする
- 家にいたくない等の訴えがある

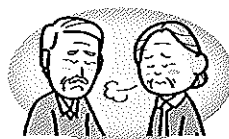
● 介護・世話の放棄・放任

- 食事や水分を与えない
- 入浴させない、オムツを替えない
- 必要な医療・介護サービスを利用させない
- 室内にゴミを放置するなど不衛生な環境の中で生活させる など

- やせが目立つ 異臭がする
- 髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている
- 病気になっても受診していない

● 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 高齢者が話しかけても無視する
- 子ども扱いする など



- 眠れない等の訴えがある
- 食欲不振、過食、拒食がみられる
- 強い無気力、あきらめ、投げやりな態度がみられる
- 家族がそばにいる時といない時で態度や表情が違う

● 性的虐待

- 高齢者へわいせつな行為を強要する
- 排泄の失敗に対し罰として裸にして放置する など

- 下半身から出血や傷が見られる
- 急におびえたり怖がったりする

● 経済的虐待

- 高齢者の年金や預貯金を本人の同意なく使う
- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない など

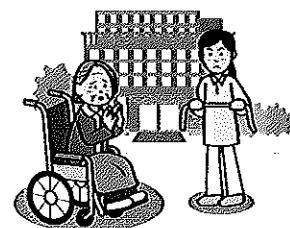
- サービスの利用料や生活費の支払いができなくなる
- 衣食住にお金がかけてられない
- 年金等があるにも関わらずお金がないと訴える

介護保険施設等での高齢者虐待・身体拘束について

施設等での高齢者虐待については、施設所在地の市町村にご相談ください。

高齢者虐待は、家庭内だけではなく、高齢者が利用する介護保険施設等でも発生することがあります。また、高齢者のからだや行動の自由を制限する「身体拘束」についても、生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、行ってはならないこととなっています。

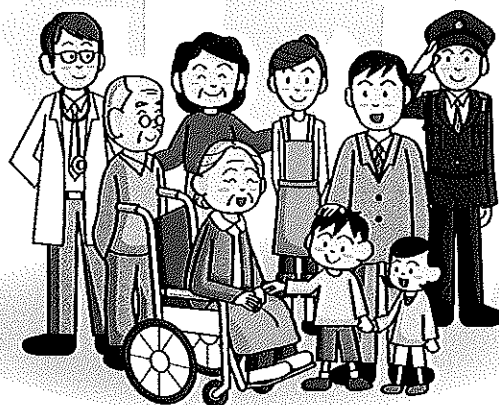
- ◇身体拘束の例
- ・いすや車いす、ベッドに胴や手足をひも等で縛る
 - ・鍵のかかる部屋に閉じ込める



高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりのために

高齢者虐待はどうして起こるのでしょうか？

- 高齢者虐待は、高齢者本人や虐待者の性格・健康・経済状態、親族や地域との関わりなど、様々な要因が重なり合って発生するものです。
- 高齢者が認知症や寝たきりなどで、介護を行う家族が心身ともに疲労し、虐待の要因となることがあります。
- 高齢者虐待の解決のためには、虐待を受けた高齢者の保護だけでなく、虐待を起こしてしまった人の負担を軽くし、生活の再建を支援するための地域ぐるみでの取り組みが必要になります。



高齢者虐待を防ぎましょう！

多くの高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることを希望しています。そのためにも、県民一人ひとりが高齢者虐待が起きずに、高齢者の権利や尊厳が保たれた地域社会づくりに取り組んで行く必要があります。

～普段の生活の中で気がついたことから、できることから行動しましょう！～

● 日常的な声かけや見守りを

★あいさつを交わす

ご近所に高齢者や介護をしている家族がいたら声をかけ、地域から孤立させないようにしましょう。

介護者へのさりげないねぎらいや気遣いが高齢者虐待の防止につながります。

★見守り

夜になっても部屋の明かりがつかない、新聞が何日もたまっているなど不審な様子がないか、地域での見守りを行いましょう。



● 介護負担を軽減するために

介護保険サービスをはじめとするさまざまな医療・福祉サービス、ボランティアなどを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

一人で、家族だけで介護を抱え込まず、親族、地域で助け合いながら介護を行いましょう。

一人で悩んで
いませんか？



● 相談を勧めましょう！

困りごとを抱えている高齢者や家族がいたら、市町村または地域包括支援センターへの相談を勧めましょう。

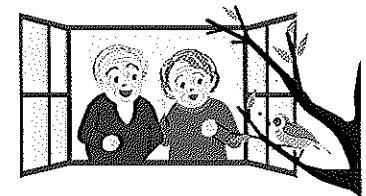


高齢者虐待の通報・相談や介護に関する質問があるときは、まずはお住まいの市町村または地域包括支援センターにご連絡ください。

●県内の地域包括支援センター

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

市町村名	地域包括支援センター名称	電話番号	市町村名	地域包括支援センター名称	電話番号		
中央	水戸市	水戸市地域包括支援センター	029-232-9110	土浦市	土浦市地域包括支援センター	029-826-1111 (内線 2500)	
	笠間市	笠間市地域包括支援センター	0296-78-5871		土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら	029-824-0332	
	小美玉市	小美玉市地域包括支援センター	0299-58-1282	石岡市	石岡市地域包括支援センター	0299-35-1127	
		小美玉市地域包括支援センター美野里	0299-35-7172		龍ヶ崎市	龍ヶ崎市地域包括支援センター	0297-62-8686
	茨城町	茨城町地域包括支援センター	029-292-8577	取手市	取手市地域包括支援センター	0297-71-2727	
	大洗町	大洗町地域包括支援センター	029-267-4100	牛久市	牛久市地域包括支援センター	029-871-1295	
	城里町	城里町地域包括支援センター	029-288-3111		つくば市	つくば市地域包括支援センター	029-883-1134
	日立市	日立市地域包括支援センター	0294-22-3111	守谷市		守谷市地域包括支援センター	0297-45-1111
		地域包括支援センター福祉の森聖享園	0294-39-1166		南	稲敷市	稲敷市地域包括支援センター
		地域包括支援センター鮎川さくら館	0294-36-7303	かすみがうら市		かすみがうら市地域包括支援センター	0299-59-2111 (内線 1351,1352)
地域包括支援センター成華園		0294-33-7119	つくばみらい市	つくばみらい市地域包括支援センター	0297-57-0123		
常陸太田市	常陸太田市地域包括支援センター	0294-72-8881	美浦村	美浦村地域包括支援センター	029-885-0340		
高萩市	高萩市地域包括支援センター	0293-22-0080	阿見町	阿見町地域包括支援センター	029-887-8124		
北	北茨城市	北茨城市地域包括支援センター	0293-43-1111	河内町	河内町地域包括支援センター	0297-60-4071	
	ひたちなか市	ひたちなか市東部地域包括支援センター	029-264-1501	利根町	利根町地域包括支援センター	0297-68-8941	
		ひたちなか市南部地域包括支援センター	029-354-5221	古河市	古河市中央地域包括支援センター	0280-92-5920	
ひたちなか市西部地域包括支援センター	029-276-0655	結城市	結城市地域包括支援センター		0296-34-0324		
常陸大宮市	常陸大宮市南部地域包括支援センター	0295-53-6810	下妻市	下妻市地域包括支援センター	0296-43-2111		
	常陸大宮市北部地域包括支援センター	0295-57-3326	常総市	常総市地域包括支援センター	0297-23-2930		
	那珂市	那珂市地域包括支援センター青燈会	029-295-5288	筑西市	筑西市地域包括支援センター	0296-24-2111	
那珂市	那珂市地域包括支援センターナザレ園	029-296-3405	坂東市		坂東市地域包括支援センター	0280-82-1284	
	那珂市地域包括支援センターゆたか園	029-295-1287	坂東市	坂東市南部地域包括支援センター	0297-38-2161		
東海村	東海村地域包括支援センター	029-287-2516		桜川市	桜川市地域包括支援センター	0296-75-3111	
大子町	大子町地域包括支援センター	0295-72-1175	八千代町	八千代町地域包括支援センター	0296-30-2400		
鹿嶋市	地域包括支援センターたかおざき	0299-82-9351	五霞町	五霞町地域包括支援センター	0280-84-0765		
	地域包括支援センターサントピア鹿島	0299-85-1522	境町	境町地域包括支援センター ファミール境	0280-87-7111		
鹿	潮来市	潮来市地域包括支援センター	0299-63-1288				
行	神栖市	神栖市地域包括支援センター	0299-91-1701				
行方市	行方市地域包括支援センター	0299-55-0114					
鉾田市	鉾田市地域包括支援センター	0291-34-0011					



●その他の相談機関

認知症の方の介護について

◆公益社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部
電話 029-879-0018
相談日 月～金曜日12時～16時(土・日・祝祭日は休み)

成年後見制度の利用について

◆水戸家庭裁判所
電話 029-224-8175
相談日 月～金曜日 *同所各支部でも受け付けます



茨城県 保健福祉部 長寿福祉課

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話 029-301-3326

守るための

フィルタリング

ご存じですか？

どれもインターネットにつながる機器です。



パソコン



スマート
フォン



携帯音楽
プレーヤー



携帯電話



タブレット端末



ゲーム機

サイトをブロック

茨城県マスコット
ハッスル黄門

携帯電話 スマートフォンの購入時には

※詳しくは、店頭、お客様センター、ホームページにてご確認ください。

「子どもが使います」と伝えましょう！

スマートフォンには「スマートフォン対応のフィルタリング」を設定する必要があります！！

子どもが使用するので、フィルタリングをお願いします。



どなたが使用しますか？

ゲーム機・パソコン 携帯音楽プレーヤー タブレット端末は 子どもに渡す前に

※詳しくは、取扱説明書や機器のホームページをご確認ください。

「ペアレンタル コントロール機能」

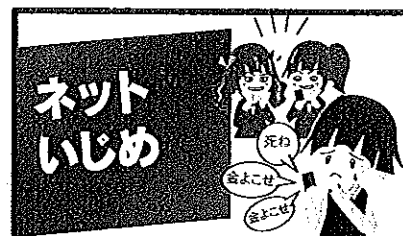
(保護者による使用制限機能)

「フィルタリング」

を設定しましょう！！-61-



子どものトラブル・問題行動



～使い始めが肝心です～
子どもの利用状況を把握していますか？

学校・PTA・地域で開かれる講習会へ参加して 危険性を学びましょう！

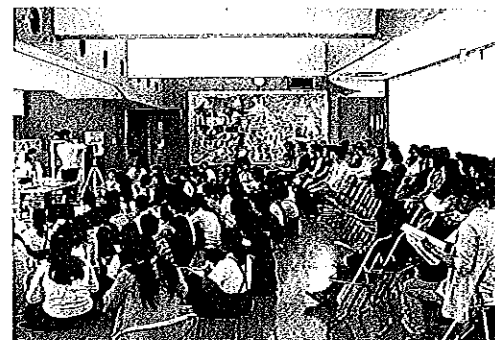
茨城県メディア教育指導員を派遣します

子どもたちがインターネットを介して被害者にも加害者にもならないようにするため、保護者や子どもたちなどに対して、『保護者の目線』でインターネットの危険な面やトラブルへの対処方法、保護者の役割などをお話いたします。ぜひご参加ください。

【派遣申込について】

学校などの団体単位で県女性青少年課あてにお申し込みください。

詳しくは で



(講習会の様子)

【申込・お問い合わせ】茨城県知事公室女性青少年課 青少年担当

電話029-301-2183 FAX029-301-2189 E-mail josei2@pref.ibaraki.lg.jp
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

小さなことでも気軽に相談しましょう



〈架空請求などの消費者生活相談〉

○消費者ホットライン 電話0570-064-370

〈いじめなどの相談・情報提供〉

○茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター (月・水 9:00~16:30 火・木・金 9:00~18:30)

県央地区 電話029-221-5550 県北地区 電話0294-34-4652 鹿行地区 電話0291-33-6317

県南地区 電話029-823-6770 県西地区 電話0296-22-7830

〈非行や少年の犯罪被害などの相談〉

○少年相談コーナー 電話029-301-0900(8:30~17:15 夜間・土日祝日は留守番電話対応)

E-mail:keishonen@pref.ibaraki.lg.jp

〈学校のことや友だち関係などの相談〉※子ども専用(18歳まで)

○子どもホットライン 電話029-221-8181(24時間対応) E-mail:kodomo@edu.pref.ibaraki.jp